

國第二十八回
參議院内閣委員會会

第三十三号

昭和三十三年四月二十三日(水曜日)午前十一時三十三分開会

出席者は左の通り。

理事

۱۰۷

藤田進君

大谷藤之助君

總理府恩給局長	八卷淳之輔	増子
度調查室長	石井 通則	正宏君
官房公務員制	岡部 亨若	
内閣總理大臣	神原 佐久間	
行政管理次官	史郎君	
行政管理行	佐久間 義芳	
政管理局長	佐久間 義芳	
自治廳長官官	佐久間 義芳	
房總務參官官	佐久間 義芳	

- 内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 國防會議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 委員長（藤田進君）　これより内閣委員会を開会いたします。
　　ちよつと、速記をとめて。

員会を開いています。
ちょっとと、速記をとめて。
〔速記中止〕

まず、自治庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は、須次、御発言を願ります。

○矢崎三義君　この自治庁設置法の一
題いた。

部を改正する法律案に関する資料は非常に整備されておりまして、質疑はだいぶん簡素化することができるようで

あります。資料をよく整えられたこと
については、敬意と感謝の意を表して

おきます。

うのですが、確かに自治庁は、各地方公共團体への連絡、それから指導・助

公共に体への連絡をわかり指導と助言を与えること、並びに政府部内にお

ける各省庁との連絡等があり、相当事務が複雑多岐であるということは了承いたします。このたび長官官房に官房長を置くということが内容として含ま

本委員会に出席いただいて、千葉委員長を中心に、かなり本質的な質疑応答が行われたわけですが、第一院におきましても、たとえば文部省の官房長は修正、削除して本院へ送付されて参りました。自治庁設置法の改正案は原案のまま送付されているわけであります。が、従来は、この改正によつて官房長が扱うであろう業務はどなたがどういう形でやられておつたのか、その必要の状況についてお答えいただきました。

○國務大臣(郵祐一君) 御理解のあるお言葉をいただきたのであります。自治庁で実際扱います仕事が、御指摘のように、各省関係では、ことに法律を作りますときに非常に多く出て参ります。ところで、これは税が主だらうからということで税務局が扱つておりますが、実は、場合によりまして行政の面で非常に大事なことがある。従いまして、御指摘の点は、多くは事務次官、幸いにして非常に練達な事務次官が今おりますので、事務次官のところできばく場合が非常に多いのであります。もちろん、状況によりましては総務課長がいたしまする場合もございますが、正確には総務参事官でございますが、総務参事官がいたすこともござりますが、各省間の相当込み合いまして事態につきましては事務次官。また同じような状況で私のところへも、事務次官のところへも参る場合が非常に

多いのであります。が、いろいろな方面から、また国会議員の方なども言われるときには、なるほど伺つて、起債の問題がある、町村合併の問題がある、そのたんびに、自治庁は、君のところか次官のところへ行かないと言がらちがあかぬのは困るなというので、勢い私のところへ、今まででは事務次官、ことに地方公共団体の人事の相談を受けております。これはどうもほかの者では、はつきりいたしたもののがございません。従いまして、事務次官のところでいたしておりますけれども、地方団体の人事の依頼を受け、あっせんをいたします機関を要します。ようなことは、ぜひ官房長ということころでいたしたいと思います。今申しました三つばかりの点は、いずれも現在は事務次官が主として扱つております。これはかなり事務次官としても大へんでありますし、同時に、受ける方も人がとらえられないために困るといふようなことを聞きまして、どうにか間に合せておりますが、そういう状態でございます。

次に伺いますが、国会及び地方公共団体との間の連絡を緊密にする等一七

国体との間の連絡を緊密にして活動」というのがうたわれておるわけですが、

自治府長官は元の内務省の御用具であるだけに、自治府長官としてはあまりにその内容を知り過ぎていらっしゃるのではないかというような感じを私は

第一部分 内閣委員会会議録第三十三号

持つておるだけですが、それで、知り過ぎておるだけに、場合によつてはいい判断と裁断が下されてしまうこともあります。また逆の場合もあるのではないかという懸念をするわけなんですが、それで、最近の地方公共団体に対する自治庁の臨み方を見てみると、やはり昔の内務省的な性格へ性格へと復帰しつつあるというような感じがするのであります。あなたは昔の内務省のこともよく知つていらつしゃるし、自治庁長官として今の自治庁のこともよく熟知されているわけですが、町村合併等で、一万余ありました地方自治体も三分の一か四分の一程度になつたわけですが、昔の内務省と今との自治庁というのは、どういうようになり、自治長官は考へておられますか。やはり昔の内務省のような形に返した方がいいと、そういう方向に持つていただきたいというような考え方で長官はおられるのじゃないかということを、ちょいちょいと感ずることがあるわけですが、どういう御見解でござりますか。

ても、その他の点にいたしましても、どこそこではこんなにうまくやれたのには、君のところはもう少しやり方がうまかったらよかつたじゃないか。それから、こういう例もございます。昨年、中国の県で水道がいたみまして、伝染病等が起つた例があります。その場合に、特別交付税が行かない町村が起つた。これはいけるはずなんです。ところが、これはもとの法律が――それを直すような問題もございましょうが、伝染病の予防として扱いますと特別交付税が不交付団体には行かないのです。あります。ところが、これは災害として扱つてくれば、若、行つたじゃなかつていいか、それを自治庁にむざむざと特別交付税を民してくれぬでもできただじゃないか、そういうときには一ぺん前に相談してくれるよかったですのだがなと、いうことがあつたのであります。しかし、地元に対しましてはそれが理由で説明をつけておきました。従いまして、なるべく、手数はかかりますが、あとになつてものを、この次はこうして下さいよというような指導を直つてきております。

○矢嶋三義君 私があえてこういうふうに思ふとお伺いするわけは、官房長の職制の新設によりまして、官房長を通じて地方公共団体を掌握するという形が出てくるおそれがあるにあると思いました。この点は十分私は注意していただかなければならぬと思います。

具体的に伺いますが、地方財政再建促進特別措置法関係は財政局に移して参ったわけですが、私どもときどき書き件があつておじりますことがあるわけですが、再建団体に対する再建課の指導力といいますか、影響性と申しますかは甚大なものがあると思うのです。再建法ができまして、それ以来、赤字団体に対しては自治庁で相当のめんどうを見ていたいた。その点は了然としますが、もはやその後の状態といふものははずいぶん変っているのですから、自治体の再建計画の変更等について、自治庁当局としてはかなり幅を持たいいのじゃないか。このたび財政局の所掌に移すことになつてゐるわけですが、そういう考え方を私は持つてます。が、どういうお考え方かということと。

それから、特に、このたびの国会で災害防除法が成立いたしました。御存じの通りですね。この災害防除法五ヵ年計画において、災害常襲地帯がやる場合に当つては、ことに赤字団体においては、再建計画の変更というものをやらなければできぬわけでありまして、これを再建課の人があつた計算尺によつて、これが再建課の人がただ計算尺だけを変更を許すとか、許さぬとかいうふうなことでは、あの台風常襲地帯にに対する防除法というものは生きてこな

いと思うのです。確かに日本の経済は相当変って参りましたし、ことに地方財政の様相というものは、あの法が通つて当初計画を立てたころと比べると、かなり變つてきてるわけですから、私は、出先の指導をされた認可と承認等をされる再建課、さらには今度は財政局になるわけですが、こういう事務当局は大臣の意向によつて動くのでありますけれども、相当幅を持たせていいのじゃないか、また持たしてもらいたい、こういう気持でおるのであります。長官の御所見を承わつておきたいと思います。

○矢嶋三義君 一つ具体的に伺います
が、例の給与切り替えに当つて以来の
問題ですね、これは当該委員会です
るが、論議されたことでしょうから、私
はここで長いこと論議しません。ただ、要望とお伺いしたしたい点は、国
家公務員と地方公務員の勤労条件とい
うものは必ずしも同じではない。それ
から、各都道府県における今日の給与
の現状というものは、歴史的いろいろ
な経過、過程があるわけですね。
従つて、一つの方向は、国家公務員、
地方公務員、同一基準にするというそ
の方向は示されても、一挙にならなか
ることで、青森以下十県ですか、若干ト
ラブルも出でてきた。その後、青森は、
あなたの方の指導というか、これは僕は使
かりり指示、命令に近いものであつた
と思うのですが、あなたの御期待に沿
うようにやられたわけですが、あと
の県に対しては、今後起債の許可等に
当つてもめんどうを見ないぞ、報復行
政をやるぞ、そういう活字は使ってい
ませんが、内容はそうだと思うので
す。こういう点は、郡さん、やっぱり
少し行き過ぎているのじゃないでしょうか。
やつてから三年も四年もその線
に来ないというなら別ですけれども、
先ほど申したような事情があるので、
ちょっと私は行き過ぎているのじゃな
いか。

まして、今度は官房長ができる、各
県の財政課長とかあるいは総務部長と
かを推薦してくれとか、いろいろ世話

を頼まることが出てくると思います。その場合に、官房長が一切握るわけですね。そうなった場合に、官房長の各自治体に対する影響力が非常に多くなってくると思います。このことは、法律がどうなっておりましょが、行政運営の面で中央集権というものが、実質的な内務省の復活というものが実現する確率が私は非常に大きいと思うのです。従って、私、今一つの例をあげたのですが、少しあれを緩和してはどうですか。少しひど過ぎると思いますが、どう考えておられますか。

○国務大臣(都筑一君) これは二十県ばかりの県で十一の県が、御指摘の青森を含めまして、十一ばかりの県が大体自治庁の考えのようにいたしまして、まだ九県ばかり残っております。それで、給与の点も、私あまりものを窮屈に考えることもいかがかと思いまするけれども、ただ府県の公務員についてます國の公務員と同じであることを。それから、給与の点でももう一つ私は気にしておりますのは、町村の公務員についてます國の公務員と同じであることを。そこまで、この六月か七月に約二千五百ばかりの金で、自治庁の持つておりますのはその半分、半分は統計局の予算になつておりますが、約一千五百ばかりの金で町村の公務員の、特に待遇の点の実態調査をやりたいたいと思っております。大体の方向はそういうことでござります。大

町村の給与といふものは、合併もいたしたことありますから、体系づけ

て、ある程度の給与を保証はできるよ

うにいたしたいと思っております。大

きたいということをお願いしておいた

もの、どうせ私は一べん調べなければならぬと思うので、時間がかかるとも思ひます。だから、調査しておきたいと思います。

○矢嶋三義君 先般私は行政管理庁を

通じて資料提出を要望いたしました件

は、おそらくあなたの手の方に回つて

いるし、今度官房長ができると官房長

の仕事になるのではないかと思うので

すが、私は重ねてあなたにお願いし、

伺つておきたいと思うのですが、それ

は、この前、行政機構改革に関連いた

しまして、中央官庁、國家公務員もそ

うですが、あなたの関係のある方とし

て、地方自治体の出張、特に中央への陳情ですね、こういうものの実

態を、若干日数はかかるてもよろしい

から、人員とか、費用とか、そういう

もの、どうせ私は一べん調べなければならぬと思うので、それを承わって

おきたいと思います。

○国務大臣(都筑一君) 私も、現在の

地方公務員の出張の状況で、果して完

全な地方の行政をいたしているかどうか

まあ自治庁もある程度の注文をいたします。するけれども、決して報復的、強圧的ということにはいたしません。話

は、こと給与の点とか、人事、待遇

のこうした点は、官房長の大事な仕事

になりますから、私はそういう点は自分で反省いたします点では、今の自治

院で、これはその規模も小さいせいも

ありますが、やや自治体に働いている

者の実態の把握という点で少し欠けて

いるんじゃないかな、もっと実態を把握

するということが私は必要だと思って

十分気をつけて参ることにいたしたい

と思います。

○矢嶋三義君 先般私は行政管理庁を

通じて資料提出を要望いたしました件

は、おそらくあなたの手の方に回つて

いるし、今度官房長ができると官房長

の仕事になるのではないかと思うので

すが、私は重ねてあなたにお願いし、

伺つておきたいと思うのですが、それ

は、この前、行政機構改革に関連いた

しまして、中央官庁、國家公務員もそ

うですが、あなたの関係のある方とし

て、地方自治体の出張、特に中央への

陳情ですね、こういうものの実

態を、若干日数はかかるてもよろしい

から、人員とか、費用とか、そういう

もの、どうせ私は一べん調べなければならぬと思うので、それを承わって

おきたいと思います。

○大谷賛雄君 関連。今、再建団体の

話が出来ましたが、先般決算委員会でこ

の近畿方面の調査を行つたわけです。

そこである地方公共団体におきまし

て、府県会議員の議費が毎月九万円

になるということあります。一体、御

得ておらぬと思うが、これに対しても

を頼まることが出てくると思います。

その場合に、官房長が一切握るわけですね。そうなった場合に、官房長の各自治体に対する影響力が非常に多くなってくると思います。このこと

は、法律がどうなつておりますか。私は、富裕な県

であるならばともかくも、再建団体において

おいてそういうようなことで出費多大

になるということは、これは一体自治

府の、郡自治庁長官の指導よろしきを

頼まることが出てくると思います。

その点と、それから、僕ら小さいこ

ろを想起して、村長さんや、町長さん

といふものは、一年に数回県庁に行く

くらいで、東京なんかに出かける人と

くらいいでいます。しかし、東京までお

りますが、官房長がお認めをいただ

きましたら、これはごく民主的な官房

長にいたすように、今のような点など

は、こと給与の点とか、人事、待遇

のこうした点は、官房長の大事な仕事

になりますから、私はそういう点は自

分で反省いたします点では、今の自治

院で、これはその規模も小さいせいも

ありますが、やや自治体に働いている

者になりますから、私はそういう点は自

が、さようには承してよろしくござりますか。つまりですね、鳩山内閣、あるいは鳩山内閣が誕生する前の選挙の公約として、行政の簡素化ということは今日の保守党の公約の一つでして、むしろ三つの公約の第一公約です。それが、無原則というのか、あるいは無定見というのか、このように次から次に出されてくるということは、すでに公約を破棄したということになりますが、さように了承して差しつかえありませんか。

○政府委員(辯原享君) 行政管理庁といたしましても、内閣といたしましても、ただいまお話しになりましたように、鳩山内閣当時から主張されておりますところの行政機関の簡素化ということにつきましては、何ら変更した意見を持っておるのではないのであります。ただ、御承知でもございましょうが、行政機関の複雑化しましたのをチェックいたしまして簡素化いたしましたためには、一つ一つの省庁について、これはこう、あれはああといふことは、理論上はできるかも知れませんけれども、実際の面に当りましては、やはり二割これを削減するとか一割削減するとかいうことでなければ、実際上は成果は上らないのです。従いまして、鳩山内閣当時におきまして、そういう方式をもしまして、一律のパーセントによりまして各行政機関の簡素化をされたのでございますが、さて実際にやってみますと、どうと、そういう点だけでこれを簡素化するということには、実際の面には合わない面が出てくるのであります。今現に出てきておる。従いまして、それらの点につきま

しては、この省の行政はこういうものだ、内容はこういうものだ、それを簡素化するにはこういう機構にした方がむしろ簡素化されるのだ、あるいは能率が上がるのだというようなことが起つてくるのでありますて、そういうものを一つ一つ各省の御要求につきまして、省略していくたゞくものは省略して、各省の御要求通り、私どもがそのまま、よろしいといったのではなくて、これを十分に審査をいたしまして、省略していくたゞくものは省略していただきまして出してきたのでございましたが、さて、それを、次から次へ出ましたものを、あとから国会におきましたとして総合的にごらんになりまして、今この状態においては、まあそれは一つ一つについてはもつともだらうけれども、まあこの点は一つもうしばらく待つてもらいたいというふうな御要求によつて、そういうようなお考えによつて、衆議院の段階におきまして御修正があったものと私どもは考えておるのであります。

国会で修正するというルールは、それが要求の前に一番大事なことは、開議が開かれてはどういう方針で行政上の運営をはかるかという基本的な態度がやはり明確になり、それを各省の大臣が各自の省に持ち帰って、こういう内閣の方針であるから、この方針に沿ってわが省の機構の改正をするならする。こういう方向に私はあるのが、岸内閣以来の公約を果していく方法としては、定見のあるあるいは原則を確認する取扱い方であろうと思う。しかし、そういうやり方ではなくして、今、政務次官のお話ですと、各省庁が行管に要請を出して、それを一々議論をして開議にかけたということですが、それではやはり問題なんですよ、そういうふうなところで、官僚の巻き返しでもある。あるいは国会が、政党が単に立法権をもつて問題なのであります。だから、完全に把握をするという、いわゆる官僚の優位性を持たせてはならないとする原則を踏みはずしておる、そういうことが問題なのであります。だから、方法はなるほどそうかわかりませんが、結果的においては反対じゃないのですから。総理大臣を中心にして官僚がみんなお集まりになり、それで行政の基本はこうする、そういうようなことが明確になった上で、自治庁長官も、あるいは総理府の長官も、自分の省にお帰りになつて、閣議の決定通りにおやりになるというのが、当然通りになつた上で、私は内閣の責任であろうし、そのことは行政機関の基本的な態度決定でなければならないのではないかと思う。ところ

るが、今のお話からいへば、まるづきり反対なんです。ちょうど予算の要求を大蔵省に出して、これはいい、あれは悪いという査定を受けるのと同じような筆法で、この機構改革が出ておるではありますか。それが問題だと、こう言っておるのです。

もちろん、これは管理庁の政務次官のお答えの範疇に入るかどうかわかりませんが、本来ならば、岸総理に明確にお答えをいたやすくところでありますが、所管庁の政務次官に、政務次官としてのその辺のお考えを明瞭にしていただきたいと思う。

○政府委員(柳原寧君) 先ほどお話をしいたしましたように、鳩山内閣以来、行政機構の簡素化ということにつきましては、もう考え方を全然変えておらないでござりまするが、さてこれを実際上の行政の効率的な運営ということを觀点といたして考えますといふやすとそういうことがかえつて能率の上においていいかもしらぬ場合もある。むしろ、そこに働いておりますところの、雇用しておりますところのいろいろなる職員の方々を、最もよく効率的に働いていただくよう、あるいは機械化をいたしますとか、あるいは配置転換をいたしますとかいうようなことによりまして、むしろ効果を上げ得ることがある場合もあるのであります。

また、アメリカのF-B-I委員会のよくなことでございまして、たとえば一つの局長のもとに何人というような画一的なことでなしに、実際上の行政内容そのものを検討いたしまして、そこには何人の人が要るんだ、これをどうしたらどうだ、むしろその場合にはこ

ここに局長なら局長というものを増すことによって、むしろ國費をセーブすることができるんじゃないのか、そういうふうな検討をしなければいけないのでございまして、このことにつきましては、まず鳩山内閣の当時から、行政機構の簡素化をいたしまして國の費用を少くするという大方針のもとにやつておるのをございます。實際上におきましては、さらに行政管理庁といたしましても研究をいたしまして、現に研究をしておるのでござります。研究をしておるのでございますが、そういうふうな意味におきまして、一つ一つのものについてやっていかなければならぬのでございまして、ただ機構が大きくなつた、あるいは拡充されたというだけでは、これは鳩山内閣当時からの主張が曲げられたと私どもは考えておるのでないであります。

序の実務の状況であるとか、あるいは時代に合わないといふ、そういう御意見は別ですよ。その内容は別ですが、方針としては、やはり閣議で、いわゆる官僚でなく大臣方がお集まりになり、こういう方針でいく、これを行政管理庁は実行せよ、あるいは各省庁に命じてかような行政の機構を作れ、こういうことは、岸内閣が鳩山内閣以来の方針を踏襲されたとすれば、それで了承できる。ところが、先刻のお話からいえば、逆なんです。私は大藏省に対する各省庁の予算の要求というものを引き合いに出したのです。あたかも、それと同じじゃありませんか。しかも、その内容を見ますと、みんな官房長を置かなければならぬ、あるいは部を局に昇格せねばならぬとか、こういうものばかりなんです。なるほど、それも理屈のつけようで、全面的に否定はいたしません。否定はいたしませんが、各省庁から要求されたことに対して、しかも各大臣は閣議決定ではなくして各省庁における事務次官以下の部局長等の意見により、そのしり馬に乗ってこの設置法を廻しておるというのが、実情じやありませんか。まるつきり反対なんです、行き方が。ですから、私はすでにして鳩山内閣時代の方針といふものは、今日の岸内閣によって公約を破棄された、あるいは曲げられたのではないか、こういうことを問うておるのであります。

のはあります。帰郷があるのであります。しかし、よく解釈をして理屈で押し上げておられます。それで、やはりこれは下から押し上げてきたものを見識できましたので、無原則、無定見といふ一言で思ひます。そういう扱い上での問題として、いささか行管では、すでに各省の便乗と申しますか、バスに乗りおくれまいとする出方にに対するよろめきを感じたのではないのですか。その点を明確にお答えをいただきたい。

○政府委員（柳原亨君） 行政機構の簡

す。ただし、先ほどからお話し申しきましたように、大きな方針のもとにこれを見まして、各省庁から出てきたものにつきまして、御要求につきましても、いろいろ実態を調べまして、実能をお聞きいたしまして、これを適当と考えたものを、正当のルートを通して、閣議決定をいたしたわけでございます。

○森中守義君 大体、答弁の中で明らかになりました。要するに、総理を中心にお聞き議論の中で一定の方針の策定をして、それでこの機構改革が提出されたものでないということが第一点、そしてまた、各省庁が、しかもも事務官僚が成案を得たものを各大臣が行旨に持ち込み、閣議の中に持ち込んで作ったものであるということが第二点、そのことを私は明瞭にただいまの答弁の中からくみ取ることができましたので、やはり衆議院段階で与野党一致して指摘されておるよう、無定見あるいは無原則の機構改革である、結果的にそれは、今日の保守党内閣が公約をして参りましたいわゆる行政の簡素化とは全く似もつかない一種の公約破棄であるということを、私は率直に認めたいと思います。

そうして、参考までに、自由民主党の中川委員が衆議院の内閣委員会でこういう発言をしておられます。私は実にこれは貴重な意見であると思いますから、将来のために、かようなことを再び繰り返さないために、特に私はこれを、政務次官あるいは御出席の各閣僚に一つの忠告として、読み上げておきたいと思う。「藩閥の時代にはそのすねをかじり、政黨が盛んになればその中心に食い込み、軍閥の時代にはその

爪牙となり、さらに終戦後は巧みに駐留軍首脳に食い入って売国的行為をさせ行なわれておった事例があつたと私は思うのです。これは私はかつて本会議におきましていろいろな事例をあげてついたのでございますが、そういうことがあつた。官僚機構の簡素化と一日に申しますけれども、余人を近づけない宮廷政治でございますから」云々、こういうことを自由民主党の中川委員は指摘をしておられます。まさに官僚の手によって今日の岸内閣はよろめいているじゃありませんか。はなはだ私はこの設置法の提案に当つての政府の不手際を非難せざるを得ないのであります。

こういうような観点に立ちまして、もう一つ行政管理庁の所管事項について承わっておきたいと思いますが、設置法の中では、先刻も申し上げたように、機構の問題については審査をする、こういう項目がある。しかも、行政審議会というのがあります。かくも多数の設置法が提案されるということは、当然行政審議会に諮問をされるのが至当然であろうと思うのであります。行政審議会に諮問なされましたか。されたとするならば、その諮問の答申の内容を明らかにしてもらいたいと思います。

ているじやありませんか。はなはだ、

いたしておりません。
○森中守義君 諸問をするかしないかが
ということは、長官の判定の問題であ
りましよう。それはわかります。しか
し、こういうものを国会に出して問題に
なるとはお思いにならなかつたので
すか。大問題ですよ。しかも、たとい
官房長を設置する、あるいは部局の昇
格という問題でも、これは私は、国の
行政の中核をなす問題ですから当然諸
問をすべきであつたらう、かようにも思
うのです。ただいまのお答えだと、諸
問をしていいないと、こうおっしゃるの
ですが、この設置法についてはそう簡
単にお考えであつたのですか。おそらく
長官一人で判定をするわけではない
でしょう。もちろん、政務次官がおい
でになり、あるいは局長もおいでにな
るのですから、長官は諸問をすべきか
どうかということを行管の首腦部には
御相談になると思う。あなたがたは、
こういう無数に出ている設置法につい
て、その取扱いに對して、審議会に諸
る必要がないという工合に簡単にお考
えであつたのですか、その点を明らか
にして下さい。

に何パー セントという行政の簡素化をされたということについて、実際上やつてみて、ここにどうしてもこれがなければ困るのだ、これがなければどうしてもむづかしい、これがあつた方がむしろ効率化するというようなことの手直しの意味におきまして、一連の機構改革ということをお願いをいたしましたのでございます。

○委員長(鷺田進君) ちょっとと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(鷺田進君) 速記つけて。

○森中守義君 大だいま速記がないときの話のいきさつもありますから、ごく簡単に政務次官にお答えいただきた
い。

それは、この取扱いについてはやはり行管としては完璧でなかった、私はそう思っております。同時にまた、閣議としてもいきさか從来の政策に反するようなところがあつたように究極的に私は認識をせざるを得ませんから、それについて遺憾の意とまでは言いませんが、もう少しまとまつた説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(鶴原亨君) 先ほどからた
びたび私がお答えいたしましたよう
に、この行政機構の簡素化ということにつきましては、鳩山内閣以来の方針に従いまして、私どもは各省省から出てきましたものについて慎重に査定いたしまして、正規の党のルートを通して、閣議決定となつて提案されたわけでございます。しかしながら、衆議院におきまして修正を受けました点につきましては、私どもいたしましていろいろ反省しなければならぬ点があると存じますので、このことは今

に何ペーセントという行政の簡素化をされたということについて、実際上やつてみて、ここにどうしてもそれがなければ困るのだ、これがなければどうしてもむづかしい、これがあつた方がむしろ効率化するというようなことの手直しの意味におきまして、一連の機構改革ということをお願いをいたしましたのでございます。

○委員長(藤田進君) ちょっと速記をとめて下さい。

今お話しになりました行政審議会のことをものについても十分諮問をいたしまして、鳩山内閣以来の行政簡素化の隙に沿って、さらに努力をいたしたいと考えております。

○森中守義君 肝に銘じて、一つそれをやつてもらいたい。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、これにて質疑を終局することに御異議ございませんか。

○委員長(藤田進君)	次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
大谷藤之助	島村 軍次
増原 恵吉	大谷 賢雄
上原 正吉	後藤 義隆
永岡 光治	中野 文門
田畠 金光	矢鶴 三義
森中 守義	伊藤 順道
千葉 信	

部と建設部の二部にするのと次長を置くとのでは、結局、機能とか定員とか予算面を見ると、ほとんど差はないわけなんですね。だから、実際行政を推進していくに当っては、この道路局の場合、管理部と建設部の二部の方がうまくいくのじゃないかという、これは私見ですがね、そういう私は感じを持っていながらですが、この修正に対しても建設大臣としてはどういう所見を持たれているか。私は、次長制という

施するのがわれわれの立場であろうと考へておられます。

○森中守謙君 肝に銘じて、一つそれをやつてもらいたい。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、これにて質疑を終局することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もなければ、これより直ちに採決に入ります。

自治庁設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よって自治庁設置法の一部を改正する法律案は、多数をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、その他自後の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議なきものと認め、さように決定いたします。

それから、報告書に付する多数意見者の御署名を願います。

多數意見者署名。

○委員長(藤田進君) 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより本案の質疑に入ります。御質問のおありの方は、順次、御発言を願います。

○矢崎三義君 建設大臣に伺います
が、本年度成立いたしました予算を検討しますと、道路行政というものが画期的に飛躍しておる。これは大きな一つの特徴たと思う。特別会計に繰り入れられるのが四百九十四億九千万円、全く飛躍的な数字が出ておるわけですが、これとうはらの関係でこの設置法の一部改正案が出されたと思う。衆議院の方から、御承知だと思いますが、管理部と建設部の二部新設をやめて、そのかわりに次長を置く、河川局に次長があるよう、道路局に次長を置く、こういう修正がなされてきたわけです。

そこで、私の基本的な考え方は、行政機構というものは、放置しておくと、根なし草のようにひびこるおそれがある。それはチエックしなければならぬことはいたさなければならぬが、それを一つまとめて、あるいは河川とか、あるいは道路とか、まとまつたものを積極的に推進しようとするときには、機構は臨機応変にそれに即応するようにした方が、能率が上ると思う。管理

部と建設部の二部にするのと次長を置くのとでは、結局、機能とか定員とか予算面を見ると、ほとんど差はないわけなんですね。だから、実際行政を推進していくに当つては、この道路局の場合、管理部と建設部の二部の方がうまくいくのじゃないかという、これは私見ですがね、そういう私は感じを持っていいのですが、この修正に対してもは建設大臣としてはどういう所見を持たれているか。私は、次長制といふものは局長の責任感が薄らぐくらいのこと、あまり役に立たぬと思うのですが、大臣の見解を一つ承りたいと思います。

施するのがわれわれの立場であるうえ考えております。
○矢嶋三義君 もう二、三點伺います
が、その一つは、あなたのところは民間の業者と非常に関係があるし、また出先の公務員も多いわけですが、私が知っている幾つかの例では、待遇の關係もあるのでしようが、民間の何々科ですね、そういう組の技術者ですが、そういう人がむしろ優秀で、それを監督する立場にあるあなたの部下、国家公務員の方が、経験からいっても、技術的に劣るという場合がちょっと見受けられるんですが、こういう点、建設大臣は認識しているかどうか。そういうところに私は、監督指導の不履行かわれたり、いろいろ不都合なことがちがうのではないか。私が言いたいことは、不能率な、むだな予算の執行がなされ、この現場において民間の方々と接觸をし、監督指導される立場に立つての質的向上をはかる必要があるのではないか、かのように私は考えますが、大臣の所見はいかがですか。

力しなければなりませんので、現在研究所あるいは研究所において、漸次研究室を設けておりまして、これに継りかえいたしまして、教養並びに質的向上の措置を講じておりますので、御指摘のように、今後さらに一そうの努力を進めて参りたいと考えております。

○矢嶋三義君 比較的に災害の多い、いわば災害常襲地帯に規定される四国に、新たに地方建設局を設けるということは、まことに私はこれは適切なる措置と考えるわけですが、これと関連して、あなたの所管でございますから伺つておきたいのですが、このたびの国会に議員立法の形で災害常襲地帯に対する防除法が提出され、成立したことは、御承知の通りです。しかし、これのみでは問題は解決いたさないのです。たとえば、具体的にいうならば、比較的災害が多くて開発復旧の遅々としておくれている九州等に対しては、御承知の通りだと思います。あなたのことから見て、総合開発その他についてのところでもう一回ただしておきたいと思うのですが、それは、閑門

国会に議員立法の形で災害常襲地帯に

対する防除法が提出され、成立したこ

とは、御承知の通りです。しかし、こ

れのみでは問題は解決いたさないの

です。たとえば、具体的にいうならば、

比較的災害が多くて開発復旧の遅々と

しておくれている九州等に対しては、

御承知の通りだと思います。あなた

のことから見て、総合開発その他につ

いて、あなたのことから見て、総合開

発その他についてはどういう見解

ですか?

○國務大臣(根本龍太郎君) これは御

承認のうえでござります。

○矢嶋三義君 この根本建設行政の一

つの特徴は、先ほどから私指摘したよ

うに、道路にあると思うのです。従つ

て、こういう設置法の改正案も出てき

たかと思うのですが、この際、この国

会における前の私の質疑とも関連あり

ますので、ここでもう一回ただしてお

きたいと思うのですが、それは、閑門

国道トンネルの料金の問題ですね。こ

れははるかに少うござります。これは

現在閑門隧道に連結する道路関係が必

ずしも整備されていない。従つて、利

用したくても利用できないというその

客観的事実に基くものが多いのではないか、こう考えております。

○國務大臣(根本龍太郎君) 閑門隧道

の交通量の現状から見ますれば、当初

公團で予定したよりも少うございま

す。まして、地元関係者が想定したよ

りはるかに少うございます。これは

現在閑門隧道に連結する道路関係が必

ずしも整備されていない。従つて、利

用したくても利用できないといふその

客観的事実に基くものが多いのではないか、こう考えております。

○國務大臣(根本龍太郎君) 具体的な

事務に関するところでござりまするの

が、最後にお答えを願いたいと思

います。

○政府委員(柴田達夫君) ただいまお

話をありました、官庁関係の合同庁舎

を各区域に設置して参ることは、全体

で、正確を期するために、事務当局か

ら答弁いたさせます。

○政府委員(柴田達夫君) ただいまお

当膨脹しているようですが、このときに千二百六十四と、この数字を維持すれば、昨日田畠委員と質疑応答がなされた、衆議院の委員長と総務長官の応答の線ですね、その程度は処理できるというようなおつもりでおられて答弁なさっておられるのじゃないかということを、きのう私は答弁を聞きながら推察したわけですが、その点、総務長官はどういうお見通しですか。どうせ大ざっぱなことしかお答えできないでしようから、大まかなことを一つお答え願いたいと思います。

○政府委員(今松治郎君) 昨日も総理大臣からお答えをいたしましたように、この加算問題というものがどうい

う工合にして解決するかという問題を除きます」というと、そう大きな財政負担はないだろう、こういうようなお答

えをいたしました。しかし、もうその一時間くらいの間のこととござりますから、十分に検討する余裕がありませ

んでしたが、あの問題は、もし検討の結果早急にやるというような結論が出ますと、大きな財政負担ぢゃないだろ、こういうように考えて御答弁を申したわけでございます。

○矢嶋三義君 加算制の問題は予算を相当要するわけですが、やはり問題と

思ふので、大きな財政負担ぢゃない

だらう、こういうように考えて御答弁

題だと思うのです。

この既得権については、終戦時に発せられたいろいろの法律、制限等との関連があると思うのですが、恩給局長は、既得権について日本の学者にはど

ういう意見があると把握されておりま

すか。この既得権の解釈次第では、ひ

としからざるを憂える非常に落差のひ

どいのを、流線型のカーブに描き直せ

ると思う。そうむずかしい技術じやない

と思うのです。予算等もにらみ合せ

てそういうこともできると思うのです

が、今までは非常に予算の要るこ

とですが、やはり加算制を付加しても

いいと思うのです。私は無視で

きない。これはごもっともな点がある

と思うのです。従つて、これは行政府に

おいては、やはり法規にも照らして考

えてそれを問題にするべきものだと考

えなくちやならぬのですが、相当技術

を要する問題ですけれども、検討して

成案を得べきものだと考えるのです

が、これは専門の局長さんに一つお答

え願いたいと思います。

○政府委員(八巻淳之輔君) この問題についての検討は、これからだんだん

とやらしていただくわけなんでありま

して、昨年の調査会におきましても、

これに対する具体的な問題の所在とい

うものを、全貌なりあるいはその分析

するためには申し上げたわけでありま

すが、それに対する処理方法といふも

のは、従来の恩給法的な処理方法以外

の新機軸を出しての処理方法というも

のは、そのときは考えておりませんで

す。私たちもよく既得権、期待権とい

うことと言つております。既得権の問

題だと思うのです。

この既得権については、終戦時に発

せられたいろいろの法律、制限等との

関連があると思うのですが、恩給局長

は、既得権について日本の学者にはど

ういう意見があると把握されておりま

すか。この既得権の解釈次第では、ひ

としからざるを憂える非常に落差のひ

どいのを、流線型のカーブに描き直せ

ると思う。そうむずかしい技術じやない

と思うのです。私は無視で

きない。これはごもっともな点がある

と思うのです。従つて、これは行政府に

おいては、やはり法規にも照らして考

えてそれを問題にするべきものだと考

えなくちやならぬのですが、相当技術

を要する問題ですけれども、検討して

成案を得るべきものだと考えるのです

が、これは専門の局長さんに一つお答

え願いたいと思います。

○政府委員(八巻淳之輔君) この問題

についての検討は、これからだんだん

とやらしていただくわけなんでありま

して、昨年の調査会におきましても、

これに対する具体的な問題の所在とい

うものを、全貌なりあるいはその分析

するためには申し上げたわけでありま

すが、それに対する処理方法といふも

のは、従来の恩給法的な処理方法以外

の新機軸を出しての処理方法というも

のは、そのときは考えておりませんで

す。私たちもよく既得権、期待権とい

うことと言つております。既得権の問

題だと思うのです。

この既得権については、終戦時に発

せられたいろいろの法律、制限等との

関連があると思うのですが、恩給局長

は、既得権について日本の学者にはど

ういう意見があると把握されておりま

すか。この既得権の解釈次第では、ひ

としからざるを憂える非常に落差のひ

どいのを、流線型のカーブに描き直せ

ると思う。そうむずかしい技術じやない

と思うのです。私は無視で

きない。これはごもっともな点がある

と思うのです。従つて、これは行政府に

おいては、やはり法規にも照らして考

えてそれを問題にするべきものだと考

えなくちやならぬのですが、相当技術

を要する問題ですけれども、検討して

成案を得るべきものだと考えるのです

が、これは専門の局長さんに一つお答

え願いたいと思います。

○政府委員(八巻淳之輔君) この問題

についての検討は、これからだんだん

とやらしていただくわけなんでありま

して、昨年の調査会におきましても、

これに対する具体的な問題の所在とい

うものを、全貌なりあるいはその分析

するためには申し上げたわけでありま

すが、それに対する処理方法といふも

のは、従来の恩給法的な処理方法以外

の新機軸を出しての処理方法というも

のは、そのときは考えておりませんで

す。私たちもよく既得権、期待権とい

うことと言つております。既得権の問

題だと思うのです。

この既得権については、終戦時に発

せられたいろいろの法律、制限等との

関連があると思うのですが、恩給局長

は、既得権について日本の学者にはど

ういう意見があると把握されておりま

すか。この既得権の解釈次第では、ひ

としからざるを憂える非常に落差のひ

どいのを、流線型のカーブに描き直せ

ると思う。そうむずかしい技術じやない

と思うのです。私は無視で

きない。これはごもっともな点がある

と思うのです。従つて、これは行政府に

おいては、やはり法規にも照らして考

えてそれを問題にするべきものだと考

えなくちやならぬのですが、相当技術

を要する問題ですけれども、検討して

成案を得るべきものだと考えるのです

が、これは専門の局長さんに一つお答

え願いたいと思います。

○政府委員(八巻淳之輔君) この問題

についての検討は、これからだんだん

とやらしていただくわけなんでありま

して、昨年の調査会におきましても、

これに対する具体的な問題の所在とい

うものを、全貌なりあるいはその分析

するためには申し上げたわけでありま

すが、それに対する処理方法といふも

のは、従来の恩給法的な処理方法以外

の新機軸を出しての処理方法というも

のは、そのときは考えておりませんで

す。私たちもよく既得権、期待権とい

うことと言つております。既得権の問

題だと思うのです。

この既得権については、終戦時に発

せられたいろいろの法律、制限等との

関連があると思うのですが、恩給局長

は、既得権について日本の学者にはど

ういう意見があると把握されておりま

すか。この既得権の解釈次第では、ひ

としからざるを憂える非常に落差のひ

どいのを、流線型のカーブに描き直せ

ると思う。そうむずかしい技術じやない

と思うのです。私は無視で

きない。これはごもっともな点がある

と思うのです。従つて、これは行政府に

おいては、やはり法規にも照らして考

えてそれを問題にするべきものだと考

えなくちやならぬのですが、相当技術

を要する問題ですけれども、検討して

成案を得るべきものだと考えるのです

が、これは専門の局長さんに一つお答

え願いたいと思います。

○政府委員(八巻淳之輔君) この問題

についての検討は、これからだんだん

とやらしていただくわけなんでありま

して、昨年の調査会におきましても、

これに対する具体的な問題の所在とい

うものを、全貌なりあるいはその分析

するためには申し上げたわけでありま

すが、それに対する処理方法といふも

のは、従来の恩給法的な処理方法以外

の新機軸を出しての処理方法というも

のは、そのときは考えておりませんで

す。私たちもよく既得権、期待権とい

うことと言つております。既得権の問

題だと思うのです。

この既得権については、終戦時に発

せられたいろいろの法律、制限等との

関連があると思うのですが、恩給局長

は、既得権について日本の学者にはど

ういう意見があると把握されておりま

すか。この既得権の解釈次第では、ひ

としからざるを憂える非常に落差のひ

どいのを、流線型のカーブに描き直せ

ると思う。そうむずかしい技術じやない

と思うのです。私は無視で

きない。これはごもっともな点がある

と思うのです。従つて、これは行政府に

おいては、やはり法規にも照らして考

えてそれを問題にするべきものだと考

えなくちやならぬのですが、相当技術

を要する問題ですけれども、検討して

成案を得るべきものだと考えるのです

が、これは専門の局長さんに一つお答

え願いたいと思います。

○政府委員(八巻淳之輔君) この問題

についての検討は、これからだんだん

とやらしていただくわけなんでありま

して、昨年の調査会におきましても、

これに対する具体的な問題の所在とい

うものを、全貌なりあるいはその分析

するためには申し上げたわけでありま

すが、それに対する処理方法といふも

のは、従来の恩給法的な処理方法以外

の新機軸を出しての処理方法というも

のは、そのときは考えておりませんで

す。私たちもよく既得権、期待権とい

うことと言つております。既得権の問

題だと思うのです。

この既得権については、終戦時に発

せられたいろいろの法律、制限等との

関連があると思うのですが、恩給局長

は、既得権について日本の学者にはど

ういう意見があると把握されておりま

すか。この既得権の解釈次第では、ひ

としからざるを憂える非常に落差のひ

どいのを、流線型のカーブに描き直せ

ると思う。そうむずかしい技術じやない

と思うのです。私は無視で

きない。これはごもっともな点がある

と思うのです。従つて、これは行政府に

おいては、やはり法規にも照らして考

えてそれを問題にするべきものだと考

えなくちやならぬのですが、相当技術

を要する問題ですけれども、検討して

成案を得るべきものだと考えるのです

が、これは専門の局長さんに一つお答

え願いたいと思います。

○政府委員(八巻淳之輔君) この問題

についての検討は、これからだんだん

とやらしていただくわけなんでありま

して、昨年の調査会におきましても、

これに対する具体的な問題の所在とい

うものを、全貌なりあるいはその分析

するためには申し上げたわけでありま

すが、それに対する処理方法といふも

のは、従来の恩給法的な処理方法以外

の新機軸を出しての処理方法というも

のは、そのときは考えておりませんで

す。私たちもよく既得権、期待権とい

うことと言つております。既得権の問

題だと思うのです。

この既得権については、終戦時に発

せられたいろいろの法律、制限等との

関連があると思うのですが、恩給局長

は、既得権について日本の学者にはど

ういう意見があると把握されておりま

すか。この既得権の解釈次第では、ひ

なった分というのは八万四千円ぐらいのものです。そのプラスになつた八万四千円というものを、兵の場合におきましては、ほとんど庇召してすぐになくなつた方もありますし、おそらく戦死された方で十二年も勤めてから戦死されたという兵の方はないわけでありまして、そういたしますと、また普通扶助料といふものの考え方を抜きにして考えれば、五万三千円というものが公務扶助料、公務災害補償というもののものになるわけであります。それとの対比において考えますすると、五万円と八万円という聞きは、これは非常に縮まつてきておると、こうも言えるわけでございます。しかも、将官におきましては現にそなつておるので、全然上げておらない、今回は下士官、兵におきましてはぐつと上げてきておりますから、従来の差よりもずっと縮まってきておる、こういうようなことが言えるのではないかと思つております。

○矢嶋三義君 あなたの説明を聞くと、ごつともな点もありますけれども、私はやっぱり納得しかねます。前提が違うから意見が食い違うと思うので、その点はその程度にしておきま

す。

次に伺いますが、この将官の恩給年額ですね、それから佐官の恩給年額の表を出していただきたいのであります

が、普通恩給年額と公務扶助料年額が大体とんとんになつていますね。私見を申してそのお答えをいただきますならば、私は今後たどるべき方向は、生活力との関連を持たして考慮していくべきだと思う。で、大将、中将、少将でも、その生活が豊かでない人に對し

ではそれ相当のものを出してけつこう。だが、かりに大将の生活が豊かである、それから普通恩給をもらう兵の生活が豊かである、こういう同じ条件において比較する場合に、これほどの差があるということは、私は旧觀念にとらわれ過ぎておるという立場で、賛成いたしかねる点が一つあります。

それと、もう一つは、おくなりになつた公務扶助料の年額に対しても、普通恩給年額がとんとんだということは、佐官級あたりと比べてみますと、まあその人の生活状況にもよりますと、が、戦後職を失つて、元佐官だった人が、体面もありまじょうし、うまく転職のできなかつた人は、公務扶助料に対するこの程度の普通恩給では、おかれの毒な面も私は出てくると思うのです。それから、私の申しておることには、やはりその生活力と若干関連づけてこういうものの数字を算出しないといふと、納得しかねる面があると思うのですが、この点をあなた方はどういふようにお考へ、どういう議論をされたのか。私の言わんとするところはおわかりにくいかもしれませんが、大佐の場合をとりますと、大佐だったら公務扶助料十四万円になつておりますね。普通恩給十四万七千二百円。ほんとどういふことをお考へになつて、こういう数字を算出されておるのか。私、ちょっとと理解しちよつと氣の毒なような感じもするのですが、そういう点はどういうふうに論でございまするが、それとも、普通がねる点がありますので、伺いたい。

○政府委員(八幡源之輔君) この普通恩給と公務扶助料と比べてという比較論でございまするが、それとも、普通

恩給そのものの御議論か、いずれかとくわからぬのであります。されど、にいたしましても、佐官の普通恩給年額というものが、大佐におきまして、大佐を二十二年というふうにいたしました場合に十四万七千五百円、これは二十二年勤め上げた大佐の方の恩給としては月一万二千円足らずというので、これをもつて全生活を維持していくということには足りないということは、私どもも認めでございます。けれども、この基礎といふものが、大佐の仮定俸給というものを、大体文官の旧時代の仮定俸給とにらみ合せましては、大体きめまして、そうして退職時の俸給の三分の一プラス年限加算といふものをつけまして、十四万七千円という数字になつておるわけであります。普通恩給といふのは、大体退職時の百五十分の五十、三分の一と、こういう建前になつておる。最近の年金法におきましても、退職時の俸給の四〇%、四割といふことになつておる。その程度のものが退職後の恩給の基礎になっているわけです。

は、その半分でいい、こういう考え方の方。やはり公務扶助料の場合は、これは公務災害的補償という考え方の方も入りまして、そうしてその人が年限と割めあげてまるまる受けるであろうところの恩給額と同じくらいでいいんじやないかというので、「二十割」という倍率があつたと思うのです。この佐官に対する現在の倍率というものがこれは十九割という倍率になつて、そうして十四万円というものがここに出てくるわけですが、十九割というものは昔の二十割よりもちょっと下回つておりますけれども、大体法律百五十五号のときについた二十割という線を考え、上の方の階級におきましては上薄下厚、将官におきましては十七割、佐官においては十九割、尉官については二十割という線を出しておるわけであります。従来の恩給法の上で考え方といふものはこういう筋で來ているわけです。

それからまた、最近の災害補償関係の立法におきましても、この全廢疾の場合に、俸給年額の八ヶ月分くらいを生きている場合に扶助する。これに対して、死んだ場合はそのまま三分の二くらいを付与する。こういうよう立てる方をいたしておりますので、大体標準的なところでは、こういうところにそう狂いはないと思うのでござります。

こういう説明で御納得いただけるかどうかわかりませんけれども……。

○矢嶋三義君 その説明は承つておきます。

もう二、三点伺います。高額所得者の停止ですね、これは適正に行われていないという。これは軍人恩給だけです。

なくて、全恩給支給者について……。
そういうことをよく耳にするのですが、実情はどうなのか。
それから、巷間でよく軍人恩給の辞退者が中にあるということを聞くのですが、軍人恩給の受給の辞退考ですね。実は私は新聞で一回見たのですが、非常に負傷された方で働くことができない人が、広島県か何かで辞退考されて、町の道をよくしてほしいといって寄付されたということを、新聞で拝見したのですが、こういうのは時例だと思うのですけれども、私承っておきたいのは、ここで普通恩給、それから普通扶助料、公務扶助料を受けるものの大将、中将、少将階級の人は、合せて四千七百六十三人という資料が出ています。この中でこういう手当をすることをよく巷間聞くのですが、何人ぐらいあるのか、ないのか、参考に承わつておきたい。

実態をつかめないわけあります。

それから前段の、高額所得者の恩給制限につきまして、何かルーズじゃないかというお尋ねでございますが、これはもう非常に機械的にやっておりまつたので、先ほども申し上げましたように、われわれの方では、九万五千円以上上の恩給受給者のカードを、現在は五六千人分であります。それがカードを、それを税務署別に配列いたしまして、それによつて毎年税務署にその人の恩給所得の照会をいたしております。そして各税務署からわれわれの方へその調査が上つて参ります。それに基いてやつておりますので、その間の税務署が脱漏があれば別ですが、またわれわれの方が当然所得の所在しないところの税務署に照会したりして、そうしてほんとうに所得のあるところの税務署に照会しなかつたというようなことがあります。それで、脱漏があるということならば別でござりますけれども、それはもちろんあとで補正いたしますが、そうでない限り、そうしたルーツに流れるということはないというふうに確信しております。

百億恩給は正が決定いたしまして、これを旧軍人の戦没軍人の公務扶助料金と、傷痍軍人の方の方に重点を置いて、われわれとしては配分をいたすわけあります。その結果、いろいろ援護関係の費用の関係もありまして、従来の額の関係、また軍人恩給と援護關係との従来の扱い方、こういうものからいたしまして、二百六十九億を恩給こういうようなことで部内の話し合いがきまつたわけでございます。

それに合せましていろいろ検討してみた結果、先ほどもお話をありましたような遺児関係の方々に、傷痍軍人の遭難具合の根拠は切り詰めたところまで検討したつもりでございます。

○政府委員(八巻淳之輔君) ただいまの三百億のワクの中でいろいろな待遇の考え方というものについての割り振りの問題でござりますが、これは昨年の臨時恩給等調査会におきまして、恩給、援護というものを網羅して、いろいろな報告が出ております。で、大きな柱につきましてそれぞれの金額を検討いたしまして、そうしていろいろな角度から制限すべきものに制限し、できるだけ遺族、傷病者に厚い、老齢者に厚いという考え方をとりながら、この中でできるだけ効率的に金を使ふようにしよう、こういう考え方であります。

先ほど総務長官から遺児の問題といふ点につきましてもこの中で考えておるという点は、これは増加恩給を受ける

る傷病者につきましての退職後の子女の扶助制度といふものには、昨年の臨時恩給等調査会の報告におきましても、何らかの形でこれを実現するようになります。○矢嶋三義君 この三百の内訳の金額は、項目別に私にわかつておるわけです。それで、伺つておるのは、たとえう点もあわせて考えて、この中に盛つてある、こういうことでございます。

だに盛り場に行くとちよつちよつと姿を見るわけですね。このたびの改正に当つても、こういう傷病者に対しても最も重点的に配慮されなくちゃならぬという考え方を持つておつたのですが、必ずしも私はそうじやないと。そこで、先ほど時間がないから、縦括的にどういうスケールによつてなされたのか、二十一億四千万というのは一つの勘で、つまりとして出されたのか、そこら辺をお答え願いたいとのと、最終段階の法律案を出すときに、方針を若干変えて、戦争遺児の育英費に、佐官級のふやすところを削除して、それを回そらといふようなことを伝えられておつたのは、今、私お聞きしておつたのですが、その点、お答えなかつたと思うのですが、一体金額としてどの程度で、運用をどうされようとしておるのか、それを承わりたい、こういうわけです。

家族加給を加えるとか、こういうようなことによりまして、これは普通恩給を合せて二十一億四千万円、こういうことになつております。これが全体の占める中でウエートが非常に低いのじゃないか、こういうふうな印象をお持ちのようでございますけれども、現在の基礎になつております現行の金額、予算というものを土台にして考えますというと、今回の増額分というものは相当な増額になつてゐるわけでございます。

増加恩給受給者、傷病恩給受給者というのは大体十三万人、こういう推察をされております。これに対しまして公務扶助料受給者というのは百五十三万という、十倍以上のものになつておるわけでございます。公務扶助料の現在の、もし今回増額をしないとするならば、現在の公務扶助料に対する予算額といふものは六百三十四億六千万円、これに対しまして今回は二百二十九億六千万円という増になつておりますから、三四%、これに対しまして増加恩給の場合には、増額をいたさないとすれば現在の予算額といふものは二十億円、これに対して今回の処置は十四億六千万円余をふやそうというのですから、七三%の増加になつております。傷病年金におきましても、現在七億七千万円余を三億六千万円だけふやそうというのでありますから、四七%ぐらいの増になつております。そういうような意味におきまして、絶対額から申しますというと、非常に少いようでありますけれども、現在を基礎にして考えますというと、その予算額の増加割合といふものは相当ふえております。こういうような意味で、傷

ますが、その点についてどういう御見解でございましょう。

○政府委員(八巻淳之輔君) 文官の旧倍率によりまして四十割、三十三割という適用を受けておるところの文官の公務扶助料につきましては、これは法そのものが制度的な面であり、樹の総の線においては、むしろこぶがない。旧軍人の公務扶助料を是正しなければならないという面となり、また、文官の総の線においては、むしろこぶがある。従いまして、これをさらにベースアップをし、旧倍率を適用してからにこぶを大きくしていくということになると、全体の均衡上ますますおかしなことになるわけであります。従いまして、現在の旧文官のこうした割りのいい倍率の適用を受けているものにつきましては、既得権でありますから、これを減らすことはできませんけれども、そのまま据え置くという立て方をいたしております。

さんあるわけです。そういう場合に、
全然公務扶助料の恩典は行かない、こ

点については、問題として一つ検討していただきたいと思います。
○政府委員(今松治郎君) ちょっとと、
大谷委員に誤解がありはせぬかと思ひますが、今回のは六十才になるまで受
給を待つてもらつておるわけでありまつて、従来の額はそのままでありまつて、そ
れで、若い方と年寄りの方とどちらを先にする、こういう問題で、一
年間お年寄りの方を先にする、こういふことをいたしましたが、公務扶助料
の関係では、大体ごく少数の方以外はみな六十才以上になっておられるよう
に考へるのです。数字につきまして、もし必要があれば他の政府委員からお
答えいたします。

にも理由がない。いかなる説明を聞いても納得ができない。同時に、また、

先ほどの傷病者の給付金を五カ年にしまっておる。遺族の援護年金の給付においても、やっぱり遺族年金においても五年の給付でしほつておる。そういう点においては、これは五年先になつて死んだ者が生きて帰るというならば、これはけつこうであろうと思ひますが、かりに当分については新たに生まれた不均衡として、新たな不満をこれに呼び起しておる。こういう問題が方あるよう思ひますから、そういう点については慎重な御検討を賜わりたいと思います。

アップという形式はとらないで、だんだん実質的にベースが上つていった、

が騒ぎ立てるから考える、こういうと
うな考えは私どもは持つておりまじ

ん。ただ、どれくらい上ったならばお尋ねでござりますが、やはりこれはまあ常識的に考えまして、非常に著しい差があると、こういうような場面に至りましたときには、その額が、そなへじやどのくらいその聞きができるなら、どう考へるか、こういうお話になります。されば考へるか、これが私は今、これくらいうと、これは私は今、これくらいうふうに考えます。
○田畠金光君 実はその常識の基準をどこに置くのか、それを伺いたいと考へておるわけですが、まあしかし、この程度の答弁で、答えるができないなれば、やむを得ません。
ただ、今回のベース・アップの措置が、要するに、昭和二十九年一月以降やめた公務員と二十八年の十二月三十一日以前に給与事由の生じた人方との不均衡を是正するという意味で、一五五千元円ベースになつたのであります。が、たとえば今後新しくやめていく人方と、また二十九年一月以降やめた人方との間に相当なる不均衡といふものがまた出てくるといふことも明らかになるわけです。そこで、恩給調査会等におきましても、この問題について何處か改定後の退職者が特別によくなれるようなことにならぬよう措置をほかれと、こういうことを政府に答申しているわけですが、この点は、

います。従いまして、その間すでに限

を差し上げて……。

当すると考えて当然だと思うんです

尉以上に遞減率を持つてきたというこ

○政府委員(八卷之總管)

職前からの子女の分とその後の分といふものとの制度の立て方におきまして
○千葉信君 今ここで急に数字を言えと言つても無理でしょうから、大体の

は、若干の相違をつけてもいいじゃな
いか、そういうような趣旨からいたし
まして四人まで、こういうふうに押え
たわけでございます。四人とした方が
割合になつておるか、文官と
に分けて御答弁願いたいと申
す。——八巻さん、だいぶあわ
ただよろしくお聞きください。

ぐらいいふを自ら安にして考えますと十七年といふところの在職年を持ちますれば、こんなに長くクラスにはもう少くともなる、こう考へております。

持ってきたため、文官の恩給受給者は
ほとんど全員がこの遞減措置にひつか
かつたきた。これは少し、政府として
あまりに非情なやり方ではないか。で
すから、結論からいいますと、文官の
場合こは――、其人の場合は別です。

文官におきましては、普通通給の今回の増額の対象者十四万三千人、この中で下士官以下に該当する者が、つまり尉官より下の者が六万一千人、それから普通扶助料におきましては七万四千人、人に対しまして三百五人と合なつてあります。

か
三
人
と
す
へ
き
あ
た
か
と
う
と
こ
ろ
は
い
ろ
い
ろ
議
論
の
あ
る
こ
と
く
存
じ
ま
す
け
れ
ど
も
四
人
と
う
こ
と
で
一
應
の
そ
こ
に
割
引
を
し
た
と
こ
う
い
う
こ
と
で
あ
り
ま
す

○ 千葉信君 わかればはつきり数字で
お答え願ひたいたのですが、少尉以上の
存じますけれども、四人ということで
一應のそこに割引をしたと、こういう
ことあります。

○ 千葉信君 わかればはつきり数字で
お答え願ひたいたのですが、少尉以上の
存じますけれども、四人ということで
一應のそこに割引をしたと、こういう
ことあります。

○ 改修委員(八重亭之輔君) そうです
格好ですから、どうでしょう。
と、大体係長ないし係長補佐程度の俸
給でしよう。いわゆる七級六号という

二千円から一万五千円に引き上げられた。仮定俸給の関係もその措置がとられ、新しい法律案がここに登場したわけです。ところが、まあこれはわが党の主張でもあるけれども、少尉以上の分については、それぞれ遞減の措置が講ぜられる。これは私は、わが党的の主張でもあるけれども、少尉以上の分については、それぞれ遞減の措置が講ぜられる。

文官の場合には、一万五千円ベースの適用じゃなくて、私の計算によると一万三千五百円ベースの適用です。数字がどうなるんですか、私のところにある調査では。これじゃ、文官の場合は、ほんとんどこの法律案では踏んだりけつたりの格好じゃありませんか。数字を読み

人を救ひ、三十人を救ひ、一万人を救ひます。それから軍人におきましては、普通恩給受給者二十一万五千人のうち十六万人が下士官以下でございます。それから普通扶助料におきまして、七万八千人の中で五万人が下士官以下であります。それから公務扶助料が、百四十五十三万五千人に對しまして、百四十四

の数、これはもちろん恩給法の対象になる人員、それから当時同じ通し号俸の上で三十四号俸以上の本法の適用をされる人員数と、それからそれ以外の人員数、つまり三十三号俸以下の人員數は幾らになつておるか。

○千葉信君 三十四号です。

○政府委員(八幡淳之輔君) 前の級から申しまして、八級の三号のちょっと下でございますね。八級の二号くらいのことです。ですから、お尋ねの通

張に近づいているんですから、こういう措置は私は別に取り上げません。しかし、文官の場合に七級六号という程度の場合には、今御答弁のあつたように、大体の文官の場合には退職時にはその程度にはなっている。従つて、文官で恩給を支給される場合の条件とし

上げてもよろしくうございます、克明に。しかし、時間もそんなに余裕があるわけではありませんから、私は大体の私の調べたその平均を基礎にして、言つても、一万五千円にすると言ひながら、一万三千五百円でこまかしておら。これは一体どういうことですか。

○千葉信君 総務長官、お聞きのよう
に、私は、軍人恩給自体の問題として
は、これは了承しております。しかし
し、それを今あなたの御答弁では、別
に文官の場合を扱うことができなかつ
たと、こういうことです、が、それな
ら、私はこの際お尋ねいたしましたが、

○政府委員(八巻淳之輔君) 傷痍軍人の数は、増加恩給の受給者が大体六万五千、傷病年金の受給対象者が六万五千、こういうふうに今なつております
○千葉信君 そこで、私のお尋ねしたいのは、係長ないし係長補佐という程度は、大体十七年勤続した文官の場合

官で恩給を支給される場合の条件としては、ほとんどがその軍人における少尉という号俸のところまでは来ているわけです。そうですね、八巻さん。

る。これは一体どういうことですか。
総務長官、あなたから御答弁を願いたい。
○政府委員(今松治郎君) 今回の是正におきまして、少尉以上の方々の増額

たと、こういうことです、それなら、私はこの際お尋ねいたしますが、政府の方から出た提案の中でも、ここに旧令による共済組合云々の法律案があります。並行審議をしております軍人組合の恩給に直接関係のないこの共済組合法

す。なお、今後におきまして、未申達のものがござりますので、約四万件ないし五万件ぐらいのものが、復員官署を通じて今後申達されるものと見込んでは、まあほんどの職員がその程度には行つてていると思うんですが、どうですか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 大体、最近の実例におきましてはそうでござります。

におきまして、少尉以上の方々の増額部分の遞減をいたしましたのは、先ほどお話をございましたような、今度の処置が主として戦没軍人の遺族の方々への公務扶助料、それから傷痍軍人の

○政府委員(岸本晉君) 旧令共済法は大蔵省の所管法でござりますので、こちらからお答をいたします。並行審議をしております軍人恩給に直接関係のないこの共済組合法にまでこれを適用したのは、一体どういうことですか。

であります。で、今お尋ねの下士官以下とおしゃいりますのは、傷痍軍人の中でもございましょうか。

○千葉信君 そういうことになります

ことは、今度の恩給法では、文官の場合は全部少尉以上の遞減措置をとったそのあたりをほとんどが食つてゐるんです。軍人恩給の場合には少尉以下の、まあ割合がわからないから何

方々に重点を置いてやりました。その結果、まあ上に薄く下に厚い、こういう考え方からいたしまして、今千葉委員のおっしゃることは私どもよくわかる

○千葉信君　いいえ、全部です。
○政府委員（八幡淳之輔君）　およそ軍人恩給をもらつておる者で下士官以下の数でございますね、これは今ちよつと口頭で申し上げられませんが、資料と、まあ、恩給が公務員の場合でついている場合には、もう係長ないしは係長補佐程度にはなつていて、そうすると、文官で恩給をもらつておる諸君の場合には、そのほとんどがこれに該

以下の、まあ割合がわからないから何れども、少尉名程度かわかりませんけれども、少尉以下の場合には、軍人の場合には相當多いんですから、これは軍人恩給といふ格好で問題を考えれば、私はこの少

員のおつしやることは私どもよくわかりますが、文官と武官とをえて率を出すことが恩給法上ちょっと困難であると考えまして、そういうような措置になつたわけでございます。

第一部 内閣委員会議録第三十三号 昭和三十三年四月二十三日 【参議院】

なり傷病年金というものは、これは御承知の通り、その傷害を受けた軍人の方々の生活というものを中心にして考えて参るわけでございます。それが、その方がおなくなりになりますて、遺族の受ける恩給というものがどういう形のものになるかと、こう申しまするというと、これはその傷がもとでおなくなりになれば、これは公務扶助料そのものになるわけでございます。ですから、その方が初めから戦死でおなくなりになつたという場合の遺族に対する待遇と、全く同じに扱うわけでございます。しかしながら、その傷がもとでなくて、ほかの病気でおなくなりになつた、すなわち平病死したと私ども申しておりますが、平病死しました場合には、公務扶助料よりも若干低い程度の、いわゆる増加非公死の公務扶助料というものを支給することにいたしております。でありますするから、現にその傷病軍人が生きて生活しておるそのときの状態、というものとは別の角度から、その人が戦死して受ける公務扶助料とのバランスにおきまして、それとのつり合いにおいて、増加非公死扶助料あるいは公務扶助料を支給するこという建前になつておるわけでござります。

る公務扶助料等の関係で同様の措置をとらうとしたか。そういう措置をとらなかつたために、私が申し上げているような、増加恩給をもらつてゐる傷痍軍人の生きているうち、大将も兵隊さんも同様でありながら、同率でありながら、同じ金額でありながら、死んだとたんにまた逆戻りして、片方は二十万円、片方は六万円という格差がついたか。これは政策としても、私はこういう政策は考えなければならぬ。この点について、総務長官の御答弁をお願いします。

けれども、何といっても、今質疑の中にはありましたように、増加恩給については、これも從来差があつたのです。私はわかるのです。ところが、増加恩給にも、今おっしゃるように、一定の基準に基いて格差があつた。その格差を今回は撤廃して、一律に大将も兵も取り扱う、そこまで来たわけです。ですから、そこまで来たその近代的な考え方を、なぜもと一步進められなかつたか。進められなかつたために、生きているうちは同率であるけれども、同額であるけれども、死んでしまつたら公務扶助料で格差がついてしまう。これはおかしいじゃないか。これを受けている國民の印象としても、私はすなおには受け取れぬと思うのです。これも検討される用意をお持ちですか、どうですか、お伺いいたしました。

等に閑車し、あらためて首相を呼んで再確認するつもりだ、こういうお話がありました。再確認することにするとして、議事が進んでおりますが、その首相の出席はいつ実現するか、委員長の御方針を承わっておきたい。

○委員長(藤田進君) ただいまの点は、そのしさいについては速記録を調べませんと、委員長としても確定することを申し上げられませんが、今御指摘のような趣旨に私も聞きとれましたんではあります、おそらく、この際特に総理を呼んであらためた上での進行をはかりたいということかどうかについてお尋ねは、まだ会議の進行中でありますので、確かめておりません。

この際、大谷委員にお伺いいたしましたが、今千葉君の言われたようなさよならの趣旨で大谷君もおられるのかどうか、この際明らかにしていただきたいと思います。

○大谷謙之助君 ただいま千葉委員の御発言ですが、総理がおいでになればお聞きしたいと思うけれども、総務長官がおいでですかから重ねてお聞きしたい、こういう意味でお聞きしたものです。そういう意味で、さような発言ではない。大谷謙之助君 そうなつておりますか。

○委員長(藤田進君) ただいまの点は、総理の出席を求めて確かめるということにもし速記がなっているとすれば、その点を委員長において善処なうございます。

○千葉信君 速記もそうなつておりますか。

○大谷藤之助君　ええ。
○委員長(藤田進君)　速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(藤田進君)　速記を起して。
他に御発言もなければ、これにて同案の質疑を終局することに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(藤田進君)　御異議ないと認めます。
それでは、これより同案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は、贅否を明らかにしてお述べを願います。
○田畠金光君　私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となつております恩給法等の一部を改正する法律案に対し、反対の意思を明らかにせんとするものであります。
恩給制度の歴史的な変遷を見てみますと、明治以降、わが国の官吏制度と表裏一体をなして発達してきたものであります。が、いわゆる天皇の官吏、大元帥の股肱の臣としての文武官、に付与された特權的恩恵であつたことは否定し得ない事実であります。恩給制度が幾たびかの戦争を通じまして果して参りました役割りといふものは、戦争遂行の面においてはたまた戦後処理の面において、大きな支柱となつてきました。が、しかしながら、戦後、連合国最高司令官の覚書に基き、昭和二十一年勅令六十八号により、軍人恩給は傷病者に対する少額の恩給を除いて、廃止されたのであります。が、昭和二十七年、平和条約発効と相前後して、日本をめぐる内外の軍事的説は、ことに自衛隊の急速な増強すね。

と、古き愛國心の鼓吹に迫られて参りまして、政府は昭和二十八年法律百五十五号により、旧軍人恩給復活をはかったのであります。しかし、復活された現行軍人恩給は既得権であるのか、あるいは新しい権利の発生であるかといふことは、議論の分れるところであります。法律学者の多くは、既得権にあらず、新しい権利の創設と見ておるのであります。従つて、旧軍人恩給がポツダム勅令によって廃止された歴史的経過を見ますと、この見解が妥当であると考えるわけであります。

今次の戦争が、古今未有の大規模

で行われ、しかも、前戦終後の区別ない総力戦であったこと、戦争の残した

損害は各方面にわたつておるというこ

と、従つて、旧軍人恩給についても、

このような客觀的な情勢によつて相当に制約が加えられてきたということは当然であります。かくて、現行軍人

恩給が遺族傷病者の待遇に重点を置く

ような、社会保障的性格を濃厚にして

きたということは、当然のことだと考

えられるわけであります。政府も今回の提

案に当りまして、遺族・重傷病者、高

齢者に重点を置いたこと、上に薄く下

億五千万にすぎないのであるから、旧

軍人恩給としてかれこれ批判すること

は当らないと、こう申しております

が、問題はまさにそこにあるわけであ

ります。百五十余万の遺族の方々や、

をどこまでも下級者に置いたと言つて

おるのであります。しかし、事実は

看板に偽わりがあると指摘しなければ

ならないわけであります。なるほど今回

の改正に當り、旧軍人の将官について

は据え置き、佐官、尉官についてもそ

れぞれの制限をしたことは事実であり

ますが、にもかかわらず、仮定俸給年

額を例にとりますと、大將が七十二万

六千円、兵隊がわずか九万円、上級者

は大なり小なり戦争の責任者であった

と、かかるべき処遇を講ずることは当然であります。しかるに、これらの人々について、あるいはこれに準ずる立場において、かかるべき処遇を講ずることは当然であります。

然であると考へるわけであります。し

かるに、これらの人々についても、軍

人恩給という名において批判が加えら

れておりまることはまことに遺憾であ

ります。また、経済取得能力も、過去の蓄積能力も、赤紙応召のもとににおける下級兵士との比較ではないはずであります。恩給受給権は財産権であり、既得権であつて、侵害を許されないと、あるいは新しい権利の発生であるかといふことは、議論の分れるところであります。従つて、復活の歴史的経過を見ますと、この見解が妥当であると考える所以であります。

今次の戦争が、古今未有の大規模

で行われ、しかも、前戦終後の区別ない総力戦であったこと、戦争の残した

損害は各方面にわたつておるというこ

と、従つて、旧軍人恩給についても、

このように客觀的な情勢によつて相当に制約が加えられてきたということは

当然であります。かくて、現行軍人

恩給が遺族傷病者の待遇に重点を置く

ような、社会保障的性格を濃厚にして

きたということは、当然のことだと考

えられるわけであります。政府も今回の提

案に当りまして、遺族・重傷病者、高

齢者に重点を置いたこと、上に薄く下

億五千万にすぎないのであるから、旧

軍人恩給としてかれこれ批判すること

は当らないと、こう申しております

が、問題はまさにそこにあるわけであ

ります。百五十余万の遺族の方々や、

をどこまでも下級者に置いたと言つて

おるのであります。しかし、事実は

看板に偽わりがあると指摘しなければ

ならないわけであります。なるほど今回

の改正に當り、旧軍人の将官について

は据え置き、佐官、尉官についてもそ

れぞれの制限をしたことは事実であり

ますが、にもかかわらず、仮定俸給年

額を例にとりますと、大將が七十二万

六千円、兵隊がわずか九万円、上級者

は大なり小なり戦争の責任者であった

と、かかるべき処遇を講ずることは当然であります。

然であると考へるわけであります。し

かるに、これらの人々についても、軍

人恩給という名において批判が加えら

れておりまることはまことに遺憾であ

ります。また、経済取得能力も、過

去の蓄積能力も、赤紙応召のもとにお

ける下級兵士との比較ではないはずであります。恩給受給権は財産権であり、既得権であつて、侵害を許されないと、あるいは新しい権利の発生であるかといふことは、議論の分れるところであります。

今次の戦争が、古今未有の大規模

で行われ、しかも、前戦終後の区別ない総力戦であったこと、戦争の残した

損害は各方面にわたつておるというこ

と、従つて、旧軍人恩給についても、

このように客觀的な情勢によつて相当に制約が加えられてきたということは

当然であります。かくて、現行軍人

恩給が遺族傷病者の待遇に重点を置く

ような、社会保障的性格を濃厚にして

きたということは、当然のことだと考

えられるわけであります。政府も今回の提

案に当りまして、遺族・重傷病者、高

齢者に重点を置いたこと、上に薄く下

億五千万にすぎないのであるから、旧

軍人恩給としてかれこれ批判すること

は当らないと、こう申しております

が、問題はまさにそこにあるわけであ

ります。百五十余万の遺族の方々や、

をどこまでも下級者に置いたと言つて

おのであります。しかし、事実は

看板に偽わりがあると指摘しなければ

ならないわけであります。なるほど今回

の改正に當り、旧軍人の将官について

は据え置き、佐官、尉官についてもそ

れぞれの制限をしたことは事実であり

ますが、にもかかわらず、仮定俸給年

額を例にとりますと、大將が七十二万

六千円、兵隊がわずか九万円、上級者

は大なり小なり戦争の責任者であった

と、かかるべき処遇を講ずることは当然であります。

然であると考へるわけであります。し

かるに、これらの人々についても、軍

人恩給という名において批判が加えら

れておりまることはまことに遺憾であ

ります。また、経済取得能力も、過

去の蓄積能力も、赤紙応召のもとにお

ける下級兵士との比較ではないはずであります。恩給受給権は財産権であり、既得権であつて、侵害を許されないと、あるいは新しい権利の発生であるかといふことは、議論の分れるところであります。

今次の戦争が、古今未有の大規模

で行われ、しかも、前戦終後の区別ない総力戦であったこと、戦争の残した

損害は各方面にわたつておるというこ

と、従つて、旧軍人恩給についても、

このように客觀的な情勢によつて相当に制約が加えられてきたということは

当然であります。かくて、現行軍人

恩給が遺族傷病者の待遇に重点を置く

ような、社会保障的性格を濃厚にして

きたということは、当然のことだと考

えられるわけであります。政府も今回の提

案に当りまして、遺族・重傷病者、高

齢者に重点を置いたこと、上に薄く下

億五千万にすぎないのであるから、旧

軍人恩給としてかれこれ批判すること

は当らないと、こう申しております

が、問題はまさにそこにあるわけであ

ります。百五十余万の遺族の方々や、

をどこまでも下級者に置いたと言つて

おのであります。しかし、事実は

看板に偽わりがあると指摘しなければ

ならないわけであります。なるほど今回

の改正に當り、旧軍人の将官について

は据え置き、佐官、尉官についてもそ

れぞれの制限をしたことは事実であり

ますが、にもかかわらず、仮定俸給年

額を例にとりますと、大將が七十二万

六千円、兵隊がわずか九万円、上級者

は大なり小なり戦争の責任者であった

と、かかるべき処遇を講ずることは当然であります。

然であると考へるわけであります。し

かるに、これらの人々についても、軍

人恩給という名において批判が加えら

れておりまることはまことに遺憾であ

ります。また、経済取得能力も、過

去の蓄積能力も、赤紙応召のもとにお

ける下級兵士との比較ではないはずであります。恩給受給権は財産権であり、既得権であつて、侵害を許されないと、あるいは新しい権利の発生であるかといふことは、議論の分れるところであります。

今次の戦争が、古今未有の大規模

で行われ、しかも、前戦終後の区別ない総力戦であったこと、戦争の残した

損害は各方面にわたつておるというこ

と、従つて、旧軍人恩給についても、

このように客觀的な情勢によつて相当に制約が加えられてきたということは

当然であります。かくて、現行軍人

恩給が遺族傷病者の待遇に重点を置く

ような、社会保障的性格を濃厚にして

きたということは、当然のことだと考

えられるわけであります。政府も今回の提

案に当りまして、遺族・重傷病者、高

齢者に重点を置いたこと、上に薄く下

億五千万にすぎないのであるから、旧

軍人恩給としてかれこれ批判すること

は当らないと、こう申しております

が、問題はまさにそこにあるわけであ

ります。百五十余万の遺族の方々や、

をどこまでも下級者に置いたと言つて

おのであります。しかし、事実は

看板に偽わりがあると指摘しなければ

ならないわけであります。なるほど今回

の改正に當り、旧軍人の将官について

は据え置き、佐官、尉官についてもそ

れぞれの制限をしたことは事実であり

ますが、にもかかわらず、仮定俸給年

額を例にとりますと、大將が七十二万

六千円、兵隊がわずか九万円、上級者

は大なり小なり戦争の責任者であった

と、かかるべき処遇を講ずることは当然であります。

然であると考へるわけであります。し

かるに、これらの人々についても、軍

人恩給という名において批判が加えら

れておりまとはまことに遺憾であ

ります。また、経済取得能力も、過

去の蓄積能力も、赤紙応召のもとにお

ける下級兵士との比較ではないはずであります。恩給受給権は財産権であり、既得権であつて、侵害を許されないと、あるいは新しい権利の発生であるかといふことは、議論の分れるところであります。

今次の戦争が、古今未有の大規模

で行われ、しかも、前戦終後の区別ない総力戦であったこと、戦争の残した

損害は各方面にわたつておるというこ

と、従つて、旧軍人恩給についても、

このように客觀的な情勢によつて相当に制約が加えられてきたということは

当然であります。かくて、現行軍人

恩給が遺族傷病者の待遇に重点を置く

ような、社会保障的性格を濃厚にして

きたということは、当然のことだと考

えられるわけであります。政府も今回の提

案に当りまして、遺族・重傷病者、高

齢者に重点を置いたこと、上に薄く下

億五千万にすぎないのであるから、旧

軍人恩給としてかれこれ批判すること

は当らないと、こう申しております

が、問題はまさにそこにあるわけであ

ります。百五十余万の遺族の方々や、

をどこまでも下級者に置いたと言つて

おのであります。しかし、事実は

看板に偽わりがあると指摘しなければ

ならないわけであります。なるほど今回

の改正に當り、旧軍人の将官について

は据え置き、佐官、尉官についてもそ

れぞれの制限をしたことは事実であり

ますが、にもかかわらず、仮定俸給年

額を例にとりますと、大將が七十二万

六千円、兵隊がわずか九万円、上級者

は大なり小なり戦争の責任者であった

と、かかるべき処遇を講ずることは当然であります。

然であると考へるわけであります。し

かるに、これらの人々についても、軍

人恩給という名において批判が加えら

れておりまとはまことに遺憾であ

ります。また、経済取得能力も、過

去の蓄積能力も、赤紙応召のもとにお

ける下級兵士との比較ではないはずであります。恩給受給権は財産権であり、既得権であつて、侵害を許されないと、あるいは新しい権利の発生であるかといふことは、議論の分れるところであります。

今次の戦争が、古今未有の大規模

で行われ、しかも、前戦終後の区別ない総力戦であったこと、戦争の残した

損害は各方面にわたつておるというこ

と、従つて、旧軍人恩給についても、

このように客觀的な情勢によつて相当に制約が加えられてきた

世論のかげに隠れて弥縫策に走るといふようなことは、岸内閣の性格をよく示しておりまして、わが党はこういふ責任回避の態度を許すことはできない。こう指摘せざるを得ないのであります。

また、問題点として取り上げられる
いるその他の点についても、たとえば
旧日本医療団職員の通算実施等は、人
員にいたしましても、金額にいたしま
しても、少額であるにかかわらず、今
日までこれが放任されてきている態度
等は、まことに遺憾と申さなければな
らぬわけでありますて、こういうところに、結局、今回のこの一連の恩給制度の復活あるは改正といふものが、

再軍備政策の一環をなしとおる世に批
判されるゆえんでありますて、われわれ
といたしまして、この政府の責任回
避の態度に對しまして強く糾弾すると
ともに、こういうようなあり方に対し
てわれわれが反対するゆえんがあるわ
けであります。

第三の反対の理由は、恩給と国民年金制度との関係におきまして、政府の明確な方針理念が明らかにされない。結局、恩給制度の前に国民年金制度が犠牲にされる、そういう危険が見受けられるわけであります。三十三年度予算は、恩給関係費は一千一百六億に上っておりますが、三十六年度には一千三百億をこえる、こう言われております。さらに、先ほど指摘いたしましたような加算制度の是正、不均衡是正等を考ますと、一千五百億をこえる額に上りはしないか、かのように判断するわけであります。社会保障制度審議会は近く答申を出すでしよう。ことに同審議会は、昨年十二月、大内会長の

名で政府に対し、恩給増額のため社会保障を議性にせぬことを強く申し入れている事実を想起すべきだと思います。昨年十月、厚生大臣の諮問機関である五名の国民年金委員会は中間的な審議の経過を発表いたしておりますが、現存の六十五才以上の老齢者を対象として月額三千円からの年金制度を実施するいたしますと、年額千六百億、これに加えて重度の身体障害者に月額三千円を支給いたしますと、年額百四十億、母子世帯に月額四千円程度を支給いたしますと、年額二百億、合計一千九百四十億の膨大な経費を必要とし、老齢人口増大化の傾向はますますこの金額を大きくすることを指摘いたしております。

名で政府に対し、恩給増額のため社会保障を犠牲にせぬことを強く申し入れている事実を想起すべきだと思います。昨年十月、厚生大臣の諮問機関である五名の国民年金委員会は中間的な審議の経過を発表いたしておりますが、現存の六十五才以上の老齢者を対象として月額三千円からの年金制度を実施するいたしますと、年額千六百億、これに加えて、重度の身体障害者に月額三千円を支給いたしますと、年額百四十億、母子世帯に月額四千円程度を支給いたしますと、年額二百億、合計千九百四十億の膨大な経費を必要とし、老齢人口増大化の傾向はますますこの金額を大きくすることを指摘いたしております。

われわれは今回のこの政府の出しておりまする法律案の中に、将来の国民年金制度の構想が取り入れられていないと、いう点に、強く反対するわけであります。結局、私はわが社会黨の主張をしておりまする恩給法改正の構想と、この考え方方に立たなければ、遺族の方も、傷病者の方も、老齢者の方も、また一般国民も救われない、このことを強く訴えて、私の反対討論にかえたいと思うわけであります。

○島村軍次君 私は、緑風会を代表いたしまして、本二法案に対して賛成の意を表するものでございます。

恩給法の改正に関しましては、多年にわたり議論がかわされ、しかも、職後処理として強く希望されましたいわゆる我軍軍人貴族侯に対する賛成が、

の改正そのものとしてあげられたことは、たとえば軍人の遺族に対する待遇、あるいは戦没者に対する援護等から考えますと、別途に考えられるべきものであると思うのであります。一方に恩給制度という措置にとられたために、ややもすると世間に誤解を招いておるという点はまことに遺憾であります。しかるに、今回の改正案は、各委員の御指摘になりましたように、不十分ながら社会保障制度の色彩が各段階において取り上げられ、しかも階級差を少くし、遞減の措置が講ぜられ、いわゆる上薄下厚の線が出されておるということであります。

第三には、文官と旧軍人とを通じまして一万二千円ベースが一万五千円ベースに上げられ、その仮定俸給が引き上げられたということでありまして、しかも、これらはあるいは加給制度が加えられ、あるいは軍人に対しまずする育英制度の措置が講ぜられて、恩給全体に関する均衡がややとれて参ったということであります。

第四には、社会保障制度の一環として、あるいはまた恩給の制度として、ある程度のチェックを行い、いわゆる若年停止に関する考え方が相当取り入れられたなどとあります。

第五には、これを全體のわが国の財政見地から考えますと、以上のような諸点が取り入れられておるものであります。なお一千一百余億円にも上る今後の措置を考えまして、政府が財政的には漸進主義をとつて参ったのでありまして、今後わが国の国民所得と対比いたしますれば、恩給亡國等の議論もありますけれども、この措置は、わが国の戦後処理として、かつま

た社会保障制度を取り入れた点から考
えましては、やむを得ざる措置であつ
て、この点からも賛成を申し上げる次
第であります。

最後に、私は、さきに衆議院におけ
る内閣委員長発言に対し、政府を代表
しての答弁のありました諸案件、あるい
は遺族扶助料の倍率、あるいは支給条件等の是正、傷病恩給の等差
及びその恩給との不均衡は正、あるいは仮定俸給抑制措置の是正、その他こ
とに指摘されましたる諸案件について
は、岸総理大臣の答弁によつて明らか
なるがごとく、今後公平にしてかつ妥
当なる措置、社会的環境を十分考慮の
うちにおいて検討を加えるというその
言を信用いたし、かつまた、かくのご
とき措置が講ぜられることを強く要望
いたしまして、本案に賛成の意を表す
る次第であります。

○大谷賀雄君 私は、自由民主党を代
表いたしまして、本法案に賛成の討論
を行わんとするものであります。

この恩給法等の一部を改正する法律
案は、遺族、戦傷病者に対しますると
ころの処遇改善を中心といたしまし
て、その恩給費を増額をし、かねて懸
案でありますところの不均衡は是正
問題につきまして、総合的な解決をば
からんとしたすものでござります。こ
の法案に関しまして、世上一部の論者
は、軍人恩給という名のもとに、いか
にもかつての軍人を自分たちの仇敵の
ように取り扱い、批判をいたすといふ
ようなことに関しましては、まことに
遺憾千方百計であります。この法案に該當
をしまするところの人々の大部分とい
うものは、九割以上が最もお氣の毒な
境遇におられますところの戦没者の御

○大谷賛雄君 私は、自由民主党を代表いたしまして、本法案に賛成の討論を行わんとするものであります。この恩給法等の一部を改正する法律案は、遺族、戦傷病者に対しますと、ころの待遇改善を中心といたしまして、その恩給費を増額をし、かねて懸案でありますところの不均衡の是正問題につきまして、総合的な解決をはからんとしたるものでございます。この法案に関しまして、世上一部の論者は、軍人恩給という名のもとに、いかにもかつての軍人を自分たちの仇敵のように取り扱い、批判をいたすというようなことに関しましては、まことに遺憾千方百計であります。この法案に該当をしまするところの人々の大部分类といふものは、九割以上が最もお気の毒な境遇におられますところの戦没者の御

遺族、その方々に対するところの公務扶助料と、傷痍軍人に対するところの傷病恩給であるのです。従つて、一部の論者言うがごとき、職業軍人に対するのみ恩賜を増額するといふようなことでは断じてないのです。今日、全国二百万の遺族の人々の心情といふものは、何とも言いようがない、こういう言葉によつて耐えがたい気持を感じておられるのであります。

遺族の気持は、子を失い、親をなくし、夫をなくした人でなくてはわかりません。去る者は日々にうとしと申しますけれども、普通の場合におきましては、去る者日々にうとい感じを持つのでありますけれども、夫をなくし、子をなくし、親をなくしたそれ人々の気持といふものは、去る者日々にうといどころではございません。子供の命日が来れば、子供の着物を取り出しては涙にむせぶ、櫻が咲けば、わが夫いませばとう氣持が胸の中に起きてくる。よその痴を見れば、わが父いませばという氣持が遺児たちの胸の中に常に去來をいたすのでございます。日ごと夜ごとになき人々のありし日のことを思うのが、遺族の心情でございます。私みずからも、新聞社においてその後大学を卒業しました弟弟が、結婚をして、子供が生まれると同時に召集をされて、いつの間にかやられ台湾に行き、ボルネオに連れられて、いつて、一片の遺骨すら參りません。村莊には砂が届けられました。私の胸にはいまだわが弟は生きておるものだといふ氣持が、毎日のように思われます。ことに、そのときに生まれました女の子が、ことしは小学校の六年生に

なりました。おばあさんの家に預けられております。そのいたいけな子供の姿を見るたびに、私は全く胸つぶるる思いがいたすのでござります。こういうような遺族に対しても、軍人恩給の名のもとに批判を加えるがごとき一部論者に対しましては、私は正義の義務感を感じざるを得ないのでございます。

今回、岸総理が三百億の国費を出してこの恩給の是正をいたすことの決意を固められまして、提案をされましたことは、私は岸総理のこれらの方々に対するせめてもの償いの気持を表現をいたしたものとして、私は心から賛同の意を表するものでござります。三百億といいますと、いかにも多額のようござしますけれども、一人当たりにしてみますれば、きわめてわずかな、わずか五万三千二百円。年間五万三千二百円というのは、子供を捧げ、親を捧げ、夫を捧げたそれら对しまする国の償いとしては、あまりにも過ぎる感がまことに深いのでござりますが、しかし、國家の財政の現状からながめまするときに、これまたやむを得ざることでござります。職業軍人のことをかれこれおっしゃいますけれども、兵長は、「だれも、兵長を職業軍人と言つておる人、ありやせんぞ」「どちら向いて演説しているのだ」と呼ぶ者あり」遺族の扶助料におきまして、從来月額二千九百三十円である。東京都の生活保護費が標準世帯で月額七千八百三十円、あまりにもその差といふものがはなはだしい。従つて、今回これを増額をして月額四千四百三十円にしよう、こういうことでござりますけれども、それにおきまし

てもそういう差があるのでござります。そういう点から考えますと兵長等において、一般の人々におきまして五万三千二百五十円というようなことは、あまりにも国家の償いが少いと思ひますけれども、国家財政の見地から、これまたやむを得ざることでござります。

本法律案の特徴は、第一に、その実施の緩急順序におきまして、前段申しますように、戦没軍人の遺族、重傷病者あるいは高年齢者を先にいたしておる点、また処遇改善の対象を六十才以上の老齢者、あるいは未亡人、遺児、傷病者としておる点、さらにはた、上に薄く下に厚くするという精神に立脚をいたしておる点等につきまして、私はきわめて特色的であると思うのでござります。しかも、国家財政の見地に立ちまして、国家財政を乱さざるよう四年間に措置をするという点におきまして、これらの点につきましては、私はその措置よろしきを得ておるものと思うのでござります。傷病恩給につきましては、階級制を撤廃をいたしましたという点につきまして、政府の創意が見られる次第でござります。

従つて、私は、社会党さんは先ほど赤紙で召集をされた人々に対しましてわめて感謝の意味のこもったお言葉を言われまして、私また喜びにたえません。しかし、あなたの方の社会党の態度といふものは、三十三年度予算原案において、保守党政府は再軍備を目的とする旧軍人恩給の増額の決定をしたと発表いたしておる。何が再軍備でありますか。赤紙召集を受けて国家に命をささげた人たちに対する償いをいたすことが、何で再軍備のことである

か。私ははなはだ実は遺憾にたえぬの
でございます。しこうして、わが自民
党は、先ほど来国民年金制のことをして
きりにおっしゃいます。当らざることはなほ
が党が国民年金制度を決定をいたして
これが準備を着々と進めておること
は、天下国民が承知をいたしてあること
とでござります。当らざることはなほ
だしいと申さなければなりません。
しこうして、この軍人恩給に対する
社会党の態度という中には、国民恩給
制度といふものはやめて社会保障にし
るというようなことが盛られておるの
でありますけれども、イギリスにお
きましても、アメリカにおきまして
も、ドイツにおきましても、フランス
においても、ソ連においてすら、軍人
恩給と社会保障は別ワクにいたしてお
ることを、社会党の方々はよく御承知
のことだと実は思うのでござります。
私は、先ほど、赤紙の召集を受けられ
た方はまことにお氣の毒であるという
御意見を承わつて、欣快にたえぬので
あります。が、しかば、私は、これら
の方々に対するところの恩給増額に対
して賛成をなさることが当然だと思う
んだが、私はまことに割り切れぬ気持
を実は持つておるのであります。票を
岸内閣がはしいとおっしゃるが、私は
その真意をはかることができないので
ある。この間、私は本会議における質
問の演説の際に、ししは食いたし命は
ほしし、こういう言葉があるが、社会
党さんは票をほしし面子も立てた
い、こういうことではないでしようか
とひそかに思つているということの、
私の感懐を申したのであります。が、私
はいまだにその疑問が水解をいたさぬ
のでございます。

私は、先般衆議院におきましたが、水委員長から要望がありまし、すなわち、倍率、傷病恩給の間差、加算金等というような問題につきまして、今後政府が、財政措置が許す場合におきましては、ぜひとも十分なる検討を加えられまして、できる限りすみやかに適当な措置を講ぜられるよう、政府にこの点を強く要望いたしまして、賛成討論を申し述べる次第でございます。「本論が足りないな、少し」大きなことばかり言つて、「選挙演説だ、それは」と呼ぶ者あり。

○委員長(藤田進君) 他に御發言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あります。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて、恩給法等の一部を改正する法律案は、多数をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案全部を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

此題由易到難，滿足不同學習需求

て、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、その他自後の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鷺田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。それから報告書に付する多数意見者の御署名を願います。

〔恩給法等の一部を改正する法律案〕

松岡 平市 島村 軍次
大谷藤之助 大谷 賢雄
西田 信一 増原 恵吉
後藤 義隆 劍木 亨弘
上原 正吉 松村 秀逸
中野 文門 八木 幸吉
「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案」

○委員長(藤田進君) ちょっと、速記をおこして
をとめて下がれ。
〔速記中止〕
○委員長(藤田進君) 速記をおこして
下がれ。

次に、内閣法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

いて伺います。
まず、この十五人を増員されたわけ
であります、それに伴つて、もう具
体的に率直に伺いますが、内閣官房の
予算に計上されています報償費です。

対して、一億九千二百八千万、一億円
増額になつております。それから、情

報調査委託費というのか一億六百万円
計上されておるわけですが、この内閣
調査室関係の予算の中の物件費も約千
七百七十四万ほどふえておりますが、
これらの予算は、情報収集のためにN
HK、共同通信、ラジオ・プレス等の
各団体に委託する予算だということです
が、どの程度なんですか、委託費と
して出しておるのは。それから、民放
等でときどき岸内閣のアワーがあるわ

○政府委員(愛知探一君) ただいまの用もこれから出るのか、その点、承わりたいと存ります。

お尋ねの点でございますが、まずこの十五人の増員の問題は、内閣調査室の問題でございます。

内閣調査室についてまず申し上げますと、本年度の予算額は昨年度に比較いたしまして、千七百七十四万三千円が増加されております。その内訳は、事務費が百七十六万余円でございまして、情報調査委託費において約千五百九十八万円が増加になつておるわけでござります。この事務費の百七十六万余

りの増加に増員に伴う庁費でございま
す。それから情報調査委託費の増加

は、大別して申し上げますと、まず一つが海外の放送の関係、それから通信、新聞、雑誌、その他の定期刊行物等の各種の資料の充実をはかるための

経費でございます。先ほどお尋ねがございましたが、民放その他に対しても政府の時間というようなものをやつておりまする、そのスポンサーに政府がなります経費は、これとは関係がないの

総理府の審議室の系統でもってこれを担当することになっておるのでござい

○矢嶋三義君 では、内閣の時間に對してスボンサーとして支払われるものは、やはり内閣官房の予算の中から出していくわけでしょう。目でいえば、どこですか。
○政府委員(愛知県一君) その通りでございます。目は……。ちょっとお待ち下さい。
○矢嶋三義君 その間に調べていただきたいたのですが、続いて官房長官に伺いますが、このたびの定員増は、情報収集、それから連絡調整がおもなる目的として増員が行われておるわけでございますが、情報収集の委託というのはNHK、共同通信、ラジオ・プレスくらいですか。それ以外に何か民間の諜報機関等に委託をいたしますか、いかがですか。

す。それから共同通信社、ラジオ・プレス、アジア問題研究会、日本社会調

査会、東京出版研究会、国民出版協会、日本文化研究所というようなものが、この調査委託を行なつておりまする相手方でござります。

○矢嶋三義君 委託費の総額は幾らですか。
○政府委員(愛知揆一君) 調査委託費の総額は一億六百万円でございます。
○矢嶋三義君 先ほどお伺いいたしま

の民放等に払うスポーツとしての費用ですね、それもおわかりになつたと

○政府委員(愛知探一君) ただいま政府委員を呼んでおりますから……。なほ、詳細に御説明をいたしたいと思ひますが、調査室の関係におきましては、報償費が三千百五十万円、情報調査委託費がだいいま申しました一億六百万円、その他の事務費が千百七十五万九千円ということに相なつております。

○矢嶋三義君 その報償費の三千万何がしは、内閣官房の予算要求の中の一億九千二百八十万円のうちの三千万何がしだと思うのです。この三千万何がしほうは、領收書はなくして支出をやるのですが。それとも、領收書はとつてありますか。

○政府委員(愛知探一君) これはなるべく最末端のところまでの領收書を取るよう指導をいたしております。

○矢嶋三義君 そうしますと、まだおわかりにならなければ、あとで教えていただけばいいのですが、あなたの所へ

管下における年間の情勢収集関係の総予算額をお教えいただきたいことと、

それから先ほどの、調査室でお使いにな
る一億六百万円、この情報収集委託
費は、国内情報関係と海外情報関係に
分けますならば、この用途は大体比率

○政府委員(愛知揆一君) 達観的に申
しますと、大体半分々々というふうに
なつております。

お伺いするのですが、一対一だとしますと、国内情報関係で、先ほど御説明

○政府委員(愛知揆一君) 先ほど達觀的
に大体半分々々くらいと申し上げた
わけでございますが、しかし、この調
査をする対象ということになりますと
いうと、海外の関係の方が相當多くな
ります。これは御案内と思いますが、
おりますが、これは国全関係、各議員
の方々にも何らかの御参考といふこと
で配付をいたしておりますが、こうい
うものの資料を集めましたり、分析い
ましたましたりする、その基礎の資料を

収集いたします場合に、先ほど申しましたようなところへ、委託調査をするというふうなやり方でやつておられます。

それから、情報局を作るような考え方はどうかといふ尋ねでございます。

方はどうかといふ尋ねでございます。この程度にやらせていただけば、まずこれで十分的はただいまのところ達せたしておりますのも、その資料といふもののはずいぶんたくさん収集ができるわけなんであります。それを総合的に整理あんぱいして、政府としてももちろんござりまするし、その他の方面でもこれを適当に利用をしていたいとございまして、この総合整理とか、官室と審議室でお使いになると思うのあるいは総合的な立場からいわば価値判断をするとかいうような面において、相当程度の増員をさせていただけば、収集されておりまする資料というものが非常に多く利用ができるようになります。ということを主眼にいたしたいのでございまして、この総合整理とか、官室と審議室でお使いになると思うのあるいは総合的な立場からいわば価値判断をするとかいうような面において、

十八人でございます。そのほか、実は関係各省庁から兼任の職員が現在のところ十八人あるわけでございます。調査室としては総務、それから資料、国内、国際というふうに、四つの部に分けて仕事をいたしておるわけでございが、これはまあ率直に申しまして、私どもの現在の考え方では、調査室をこの程度にやらせていただけば、まずこれで十分的はただいまのところ達せたしておりますのも、その資料といふもののはずいぶんたくさん収集ができるわけなんであります。それを総合的に整理あんぱいして、政府としてももちろんござりまするし、その他の方面でもこれを適当に利用をしていたいとございまして、この総合整理とか、官室と審議室でお使いになると思うのあるいは総合的な立場からいわば価値判断をするとかいうような面において、

十八人でございます。そのほか、実は関係各省庁から兼任の職員が現在のところ十八人あるわけでございます。調査室としては総務、それから資料、国内、国際というふうに、四つの部に分けて仕事をいたしておるわけでございが、これはまあ率直に申しまして、私どもの現在の考え方では、調査室をこの程度にやらせていただけば、まずこれで十分的はただいまのところ達せたしておりますのも、その資料といふもののはずいぶんたくさん収集ができるわけなんであります。それを総合的に整理あんぱいして、政府としてももちろんござりまするし、その他の方面でもこれを適当に利用をしていたいとございまして、この総合整理とか、官室と審議室でお使いになると思うのあるいは総合的な立場からいわば価値判断をするとかいうような面において、

十八人でございます。そのほか、実は関係各省庁から兼任の職員が現在のところ十八人あるわけでございます。調査室としては総務、それから資料、国内、国際というふうに、四つの部に分けて仕事をいたしておるわけでございが、これはまあ率直に申しまして、私どもの現在の考え方では、調査室をこの程度にやらせていただけば、まずこれで十分的はただいまのところ達せたしておりますのも、その資料といふもののはずいぶんたくさん収集ができるわけなんであります。それを総合的に整理あんぱいして、政府としてももちろんござりまするし、その他の方面でもこれを適当に利用をしていたいとございまして、この総合整理とか、官室と審議室でお使いになると思うのあるいは総合的な立場からいわば価値判断をするとかいうような面において、

十八人でございます。そのほか、実は関係各省庁から兼任の職員が現在のところ十八人あるわけでございます。調査室としては総務、それから資料、国内、国際というふうに、四つの部に分けて仕事をいたしておるわけでございが、これはまあ率直に申しまして、私どもの現在の考え方では、調査室をこの程度にやらせていただけば、まずこれで十分的はただいまのところ達せたおります。と申しますのは、たとえば昨年度の状況をざらんいただきまして、これは実は、たとえば最近とございまして、そういう意味から申しましても、ただいまのところ情報局というようなものを作ると、これは考えておりません。

○矢嶋三義君 それでは、この増員される十五人の人は、大体、何ですか、統計方面に素養を持った方を採用されるおつもりでございますか。

○政府委員(愛知探一君) これは御承知のように、内閣法で現在の定員が二

十八人でございます。そのほか、実は関係各省庁から兼任の職員が現在のところ十八人あるわけでございます。調査室としては総務、それから資料、国内、国際というふうに、四つの部に分けて仕事をいたしておるわけでございが、これはまあ率直に申しまして、私どもの現在の考え方では、調査室をこの程度にやらせていただけば、まずこれで十分的はただいまのところ達せたおります。と申しますのは、たとえば昨年度の状況をざらんいただきまして、これは実は、たとえば最近とございまして、そういう意味から申しましても、ただいまのところ情報局というようなものを作ると、これは考えておりません。

○矢嶋三義君 それでは、この増員される十五人の人は、大体、何ですか、統計方面に素養を持った方を採用されるおつもりでございますか。

○政府委員(愛知探一君) これは御承知のように、内閣法で現在の定員が二

ござりますので、いわばいろいろの行
政機関、あるいは現存しておるところ
の報道機関というようなところから
の、いわば孫引きと申しましよう
か、そういうことがわれわれの仕事の
主体になつておるわけございまし
て、一人の調査官が、先ほど申しまし
たように、何がしかの金を特別にも
らつて、その人がどこかに潜入して諜
報を集めくるというようなことは、
われわれの調査室の仕事としては全然
考えておらぬわけであります。

○森中守義君 こういう国会の委員会
における公式な発言ですから、まさか
そういうことにうそ偽りはないと思
うのです。しかし、私どもが在来の觀
念からすれば、政治に直結をする、政
界に直結をする、しかも総理大臣の旗
本としての官房に、こういう情報収集
というような表現が行われてくれれば、
やはり在来の觀念というものが再び、
錯覚であるかもしれません、私ども
の頭の中には去來をするのです。従つ
て、先刻の矢島委員の御発言と同じよ
うに、やはり暗い影がどうしても、
今、官房長官の御答弁そのものではぬ
ぐい去ることができませんでした。

それで、私はそういう考え方を持つ
ておりますので、もう一つ伺いたいの
であります、内閣の官房といふのは
一体どういう仕事をするのですか。政
策の立案機関である、あるいは情報の
収集機関である、こういうお答えが先
刻行われたように私は聞きました。そ
れに間違ひありませんか、官房のお仕
事といふものは、

○政府委員(愛知県一君) 内閣官房の
仕事は、相当広範囲にわたっておりま
すのと、要するに内閣法に規定された

ところによるわけでございますが、
行政各部の施策に関する統一の保持上
必要な総合調整、それから内閣の重
要事項に関する総合調整、あるいは内
閣官房に与えられた職責でござい
ます。

しかし、この情報の収集というの
は、私の理解いたしておりますとこ
ろでは、内閣としての重要な政策など
に参考になるような資料を収集する、
こういう意味の情報の収集でございま
すから、その情報の収集それ自体が目
的であるというふうには考えておりま
せんし、また現在の機構では、どうて
いそこまでは行き得ないわけでござ
います。

○森中守義君 もう一つ聞き捨てにな
りませんのは、先刻情報収集に適材と
思われるような人たちを任用したい、
こういう御意見がありました。そういう
御説明がありました。それで、私は
さいですが、今回特に増員をお願いし
たゆえんのものは、この資料を総合的
に整理をして見やすくする、俗な言葉
でいえば、利用しやすくするというふ
うにやりたい。せっかくいろいろの資
料が集まつておながり、その総合的
な整理ができるといふ点がいか
にも残念でございますので、若干の増
員ができれば、そういう意味で相当各
方面のお役に立つことができるのでは
なかろうか、こういうふうに考えてお
る次第でございます。

○政府委員(愛知県一君) その内容
は、まだこの法律案の御審議中でござ
いますから、具体的にどこそこから幾
らというようなことは考えておりませ
じやないです。その内容をお聞かせ
下さい。

○森中守義君 なるほど、公務員の等
級の格差からいえば、そういう考え方も
成り立つと思う。しかし、三等級とい
えば各省庁における中堅ですよう、旧制
大学を出て、まず十五年から十六年、
二十年ぐらいたつた。官房長、各省の
もうすでに二等級になる前の、課長補
佐でもなく大体課長といふところで
あって、一番ベテラン中のベテラン
じゃないですか。私はそう思う。現在
各省庁に配置しているこういう等級の
判定からいければですね。それで、さし
づめは八名ということですが、何省から何人とい
うところまでは考えておりません。

○森中守義君 そういう具体的な意思
決定までは行はれてはいるが、大
体先刻の答弁から参りますと、仕事の
規採用という方式でなくて、すでに各
省庁において相当の地位を占めている
ベテランをお集めになる、こういう御
意向ですか。

○政府委員(愛知県一君) ただいまお
話がございましたように、まあ三等級
というと相当な役人としては練達のも
のである。この点は確かにそうでござ
います。ただ、ベテランというもの

ところによるわけでございますが、内
閣法でどういう規定があるかと申しま
すと、御案内のとく、閣議事項の整
理、その他内閣の庶務、閣議にかかる

うなことにたんのうな者を集めたい、
こういうふうに申し上げたつもりでござ
います。情報の収集に特殊の技能
を持つておる者という意味では申し上
げなかつたつもりでございます。

それから、やはり内閣としてのこう
いう仕事でございますから、大体、特
殊の技能というよりは、たとえば経済
関係に明るい人なら明るい人、また国
際問題に明るい人、あるいは労働問題
に明るい人というような、この事項別
に大体専門の者がおりまして、それが
たとえば国内班、国際班というふうに
分れて、そこで収集せられておるこ
の調査資料とか情報というものを、
資料班とかあるいは諜報班といふこと
が分析をして、あるいはこれを整理
をする、こういうふうなやり方にやつ
ていきたい。そこで、くどいようでござ
います。

○森中守義君 なるほど、公務員の等
級の格差からいえば、そういう考え方も
成り立つと思う。しかし、三等級とい
えば各省庁における中堅ですよう、旧制
大学を出て、まず十五年から十六年、
二十年ぐらいたつた。官房長、各省の
もうすでに二等級になる前の、課長補
佐でもなく大体課長といふところで
あって、一番ベテラン中のベテラン
じゃないですか。私はそう思う。現在
各省庁に配置しているこういう等級の
判定からいければですね。それで、さし
づめは八名ということですが、何省から何人とい
うところまでは考えておりません。

○政府委員(愛知県一君) ただいまお
話がございましたように、まあ三等級
というと相当な役人としては練達のも
のである。この点は確かにそうでござ
います。ただ、ベテランというもの

を非常に高度のものに私考えたもので

卷之三

この中堅クラスということになるわけですが、通常は公用のものに未だしたものでありますから、そこまでのものではないと申し上げたのであります。大体いましたので、これを二度に分けて、大体秋までと、秋以降、十月以降において充員を実行しようと考えておるわけでござります。

それから、ただいまのそのお話をございますが、その点は、私は故意に増員というものを過小評価しているわけでもございませんし、また調査室のやつておりますことを、これまた故意に小さく申し上げておるつもりは毛頭ないのですが、それどころも、先ほど来申し上げておりますように、このごろは海外情報だけでもなかなか大へん理の仕方がよく、また分類が科学的にできれば、いろいろの意味で非常に効果的に役に立つ。場合によりますれば、これはそういうこととの検討によりまして、さらに一つの政策立案にも大膽なものがござりますが、これは整備大なものでござりますが、これは整備大なものでござりますが、これは整備大なものでござりますが、これは整備大なものでござりますが、これは整備大の

○森中守義君 大へんくどいようですが、けれども、先刻私がお尋ねしたのは、閣議の内容は、総理の重要な事項の決定の資料にこの情報の収集の結果はもたらされることにはならないか、こういうことを一つお聞きいたしてあります。そのお答えがありません。

○政府委員(愛知揆一君) また、これは從来の例で申しますと、調査室で整理をし、分析いたしましたような情報といいますか、調査資料と申しますが、これを閣議に配つて各閣僚の勉強の資料にしてもらいたいというふうに扱つておることはございますけれども、調査室が立案をしたというようなものは閣議に行かないことは申すまでもないわけでござります。従つて、何と申したらいでしようか、調査室が立案をしたといふことは、先ほど述べておることはございませんけれども、調査室で企画立案するものはない、こう申し上げて大体間違いないと思います。その資料を利用して、それぞれの責任者がそれぞれの事項について、先ほど労働問題のお尋ねがございましたが、労働政策の基本を調査室が立案するというようなことは毛頭考えておりませぬし、またやるべきでないと思いまして。

○森中守義君 今までのお仕事の中で、総理と官房長お二人だけの中では話がついて、ほかの閣僚に御相談されずに、特命事項として官房長がたれかをどこかに派遣されるようなことがありましたか。

○政府委員(愛知揆一君) そういうことはございません。

○森中守義君 大体連絡調整ということはありますが、ほかの閣僚に御相談されずに、特命事項として官房長がたれかをどこかに派遣されるようなことがありましたか。

○政府委員(愛知県一君) それは理論的にはあり得ると思いますけれども、あまり實際上例のないことでござります。

○森中守義君 ここで終りますが、やはり积然といたしません。どうしても側近政治の強化、官廷政治の強化というような印象が特に濃厚です。私は、従つて、運営上やむをすると、こういう側近的なもの、官廷的なものは、何とはなしに陰陥きわまりないものが過去においてありましたから、これは一つ運営上絶対にあやまちのないようになります。私は注意を喚起して質問を終ります。

○委員長(藤田進君) 他に御発言をなければ、これにて質疑を終局することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もなければ、これより直ちに採決に入ります。

内閣法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決するに賛成の方の举手を願います。

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よって、内閣法の一部を改正する

○委員長（藤田進君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それから、報告書に付する多数意見者の御署名を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

多数意見者署名

松岡 平市	島村 草次
大谷藤之助	西田 信一
増原 恵吉	後藤 義隆
飼木 亨弘	上原 正吉
松村 秀逸	中野 文門

○委員長（藤田進君） 次に、国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次、発言願います。

○田畠金光君 国防会議の今日まで開かれた回数と、国防会議の議員懇談会で相談された会議の数を比較してみると、正式の国防会議ではなくして、むしろ懇談会の数がより多く開かれておるわけですが、これはどういう事情に基くものか。

○政府委員（愛知揆一君） この国防会議は、申すまでもなく、非常に重大な案件を決定する、そういう性格のものでございます。従つて、議案の性質によりましては、国防会議を構成しておられます議員あるいはそれと密接な關係を持つておる者で、まず懇談会といふ形で会合を開きまして、だんだんと

木曾を追ひて参りました。それが正規の意見決定といいますか、国防会議としての意思決定にふさわしい状態になるということになりましてから、国防会議という格好に正規に——格好といいますか、正規の国防会議を開いて決定をする。そうして決定いたしましたものは、これを閣議に報告をするといいますか、申し入れるといいますか、そういう形式をとっているわけであります。従って、国防会議の場合においては、懇談会という会合の形式が非常に多いということは、御指摘通りでございます。

○田畠金光君 国防会議も懇談会も同じ顔ぶれであるし、あるいは必要な場合は他の国務大臣の出席を求むることもございましょうが、正規の国防会議と同じ顔ぶれである懇談会は、正式な会合といつても同じメンバーの構成で話し合っているわけですから、むしろその間に懇談会だから話がときとして固まれば、今度は正規の国防会議に移すわけですが、同じ顔ぶれですから何ら違はないように見受けられるわけですが、むしろ国防会議なら国防会議を開いて、問題をその中で最初から話し合っていって結論をまとめる、こういうようなことが、国防会議の発足した経緯から、また権威からいっても、妥当な行き方ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(愛知県一君) それもまことに、ごもっともな御意見だと思うのでありますから、同時に私どもの今のやり方としては、国防会議の権威あるいは事柄の重大性にかんがみまして、むしろ懇談会というようなことで十分に議案を、あるいは議案になります

までの間におきましても、議を練りまして……。それから懇談会という形式にいたしまする場合は、たとえば防衛庁で申しますならば、陸海空の幕僚長というような方々にも参加をしてもらいうことができる。あるいは関係各省で申しますならば、国防会議の議員になつておりまする大臣の補佐機関あるいは専門の技師というような人にもそこに出でてもらいまして、十二分にいろいろの研究をすることができるわけあります。これはまた、国防会議の構成員たる閣僚というような人は、政治的な決断をしなければならない立場にあるわけでございますが、同時に、やはり決断をする場合におきましては、相手の程度に、専門家の意見なども十分に聞いてもらう必要がある。しかも、それも一人々々が専門家の意見を聞くというのではなくして、集まって、同時にそういうような話を聞き、また意見を交換するというところに、私は意味が大きいにあるのじゃなかろうか。從来もそういう考え方の運営が、私は相手の成果を上げておるようになります。従つて、今後におきましても、懇談会という形で開きまして、そうしてよいよ、こういう案件についてはこれが適当だということに、初めて国防会議ということにして、また場合によりましては、出席者も限定をいたしまして、最高度の方針の決定ということをやるようにすることが適当であると、大体こういうふうに考えておるわけでございます。

ますと、「議長は、必要があると認めるときは、関係の国務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができること」。ありますから、別に、懇談会だから多数の人が呼ばれるとか、国防会議の正式会議だから呼ばれないとか、こういう違いはないわけで、同じことをやるならば、むだなことだと考えるわけですが、今のお話は、第六条で明確に規定しているわけなんです。要らざる無用な会議を重ねるということになるし、また別の角度から見ますと、国防会議なんという、そもそもあの法律を審議したときの意見であります。が、意味がない話で、結局、閣議で相談する、報告をしなくやならぬ。それからまた閣僚大臣だけが集まつて相談するといつても、特別ないい話が、知恵が浮ぶわけでもないし、また話をするといつても、今お話のように、関係者を呼んで意見交換を聞くということがあります。しかし、今の御答弁は、第六条によつて十分処理されておると思うのですが、どうでしょうか。

というようなことについては、そうと
らわれて、私、考える必要はないので
はなかろうか。御意見も十分にごもつ
ともと存じますので、今後の運営につ
いて大いに私どもは参考にさせていた
だくつもりであります。

○田畠金光君 本日のこの法律審議
は、官房長官の御出席を願っているわ
けですが、本来ならば、これは国防会議
の議長として総理大臣の出席を求める
のが、法律の建前からいっても当然だ
と、こう思うわけです。それから、第
八条を読みますと、「事務局長は、内
閣総理大臣が任命する。」「議長の命を
受けて、事務局の事務を掌理し、「こう
いうことになつてはいるわけで、「ただ
し、事務局の事務のうち国防会議の事
務以外の事務の掌理については、内閣
官房長官の命を受けるものとする。」
そうなりますと、本日官房長官がここ
に御出席願つて、答弁されることも、
この法の建前からいと、少し筋違
いのような感じを受けるわけで、官房長
官でありますから、当然御出席になつ
て答弁に当られるものだと、こう考え
ておりますが、この法律をよく見ま
すと、これは官房長官は特別な事務に
関してのみ事務局長を指揮、命令す
る、こういうことになつてはいるわけ
で、これら的事情をもう少し一つ、ど
ういう関係になつてはいるのか、この法
の建前と照らし合せて、どういうこと
になつてはいるのか、御説明願いたいと
思うわけです。

にある。そういう点から申しますと、御説明申し上げるのもいささか恐縮であります。が、私は国防会議の議長が総理大臣である。で、その総理大臣の補佐をする立場におきまして、私から御説明をし、御答弁を申し上げて、次第でございます。国防会議の事務の掌理等については、この法律にございます通りに、事務局長もここにおられるわけでございますから、十分に御質疑にお答えをいたしたいと思います。

○田畠金光君 次に、国防会議と日米安保委員会との関係と申しますと、少し問題が大きくなり過ぎるわけでございますが、結局、国防会議で審議をする事項は、防衛庁設置法の四十二条の第二項に明確にうたわれているわけで、日米安保委員会で話をすることもで、そういたしますと、その会議の構成は違っておりますが、取り扱う内容、実質的な面においては共通の日本の「国防の基本方針」、こういう内容を持つて、いるわけで、相当両者の間は關係が深いよう見受けられるわけであります。たとえば、日米安保委員会でいろいろな相談をして、これは日本の国防に直接關係する重要な事項、こういう問題については国防会議においてどういう取扱いをなさっているのか、あるいは国防会議の懇談会で、あるいは正式の国防会議で、取り上げて話をなさる問題等もあると思いますが、どういうことになるのか。

時に、国防会議の役割は、国防の基本方針とか防衛計画の大綱とかいうことが与えられた任務でござりますから、事実上の問題として、たとえば安保合意委員会に議題となるような事項について、日本として、国としての意思決定がその基礎において必要になるようなものがあります場合、それがたとえば国防の基本方針とか、防衛計画の大綱とかいうもので呼ばれるような内容のものであります場合には、内閣総理大臣としては、その決定を国防会議においてやらなければならぬ。そういう意味におきまして、関連が実際問題としてあるものもあるかと考えます。

○田畠金光君 今まで、たとえば国防会議で取り扱つた問題を日米安保委員会でやつたとか、日米安保委員会の議題になつた問題を国防会議で正式に相談をして、いろいろの方針を立てたとか、こういう事例があるのか、ないのか。

○政府委員 愛知揆一君 昨年の七月、岸内閣の改造後、私が関係いたしましてからは、そういう事例は全然ございません。

○田畠金光君 今回一名増員するといふ法律案でありますが、国防会議の事務局の仕事の内容というのは、われわれの承認の限りにおいては、別段大したことでもないようにはこれは見ておるわけで、国防会議にかける重要な国防の基本方針とか、防衛計画の大綱とか、あるいは関連産業の調整計画の問題とか、こういうような問題等は、別に事務局で立案して国防会議にかけるといふのじゃなくして、統合幕僚会議、あるいは防衛庁等から一つの方針が出さ

れて、それを国防会議で正式に審議をする、こういうことになる順序だろうと思うのです。従つて、別段新しくここに一名の増員をするというようなことは必要もないという感じを持つてゐるわけで、むしろ人を減らしても、今の国防会議の仕事の程度であるならば十分やつていけるものだと、こう見ておるわけですが、あえてここに一名増員しなきゃならない事情はどこにあるのか、事務局長から一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(愛知謙一君) その点はちょっと事情が実は違うのでございまして、私などの見ておりますところで、やはり国防会議といふものは、何といいますか、独立的なものであると。独立的といふのは俗な表現でござりますが……。では、これはなるほど防衛厅あるいはその他の役所に協力をしてもらつて立案ができるということでもうございましょうけれども、本来やはり国防会議の事務局が独立的に事務局としての働きを私はすべきものだと、こう考えるのであります。で、見ておりますと、現在の職員の現員の数としても立派ができるということでもうございましょうけれども、本来やはり国防会議の事務局が独立的に事務局としての働きを私はすべきものだと、

○政府委員(愛知謙一君) その点は

○政府委員(廣岡謙二君) 国防の問

題、あるいは防衛の諸問題等を検討い

たします上におきましては、これら

の問題が非常に政府の各機関と密接な

関連を持つものでありますので、あら

ゆる角度からの問題を検討して参らな

ければならぬ点が非常に多いわけであ

ります。総合的に判断をいたすことと

必要でござりまするし、また変転いた

しまする国際情勢等の推移に対処いた

ります。検討するためには、た

だいま、先ほどから官房長官からるる

お話をありました通り、當時国防会議

の関係閣僚の段階でもってこれを検討

している。

○政府委員(廣岡謙二君) 予算書には

定員は十三名と出でるはずでござい

ます。

○矢嶋三義君 事務的な点を二点伺

うあります。

○政府委員(廣岡謙二君) 事務的な

点を二点伺うあります。

○矢嶋三義君 事務的な点を二点伺

うあります。

○政府委員(廣岡謙二君) 事務的な

するんです。大した威力を發揮するのですから、職員の——私のところは、必ずやるのは反対ですが、ともかく私は質的に伺ったわけですが、危なっかりいことですね、実際。これは他日論ずることにしましょ。

最後に伺いたい点は、あなたのところに諸謝金というのが三十八万四千円と、それから国防調査委託費というのが九万五千円あります。これはどういうふうに使っておりますか。それを伺って、質問を終ります。

○政府委員(廣岡謙二君) 謝金の方

は、先ほど来お話ししましたよう

に、われわれの資料の整備をいたしま

す上につきまして、各方面の方々の

意見を参考といたして、そうして勉強

しておるわけでありますので、各講

師の謝金として、この諸謝金からそ

う費用に支出をいたしております。

それから、調査委託費の方は、やは

りそういう事情、まあそういういろい

ろな目的からいたしまして、防衛問題

あるいは国防全般の問題として必要な

資料を整備いたしますために、適

当なる団体に委嘱いたしまして、これ

らの資料を集め、そういう経費とし

てこれから支出をいたしておるわけで

あります。

○矢嶋三義君 もう一回。ちょっと、

お伺いしておってわからなくなつたの

ですが、あなた方がレクチャを受け

るというのは、大部分は何でしょ、

防衛庁、さらに通産省、大蔵省関係だ

けで御発言もなれば、これより直

ちに採決に入ります。

○委員長(藤田進君) 国防会議の構成等に関する法律の一

部を改正する法律案全部を問題に供し

ます。本案を衆院送付の原案通り可

決することに賛成の方の挙手を願いま

す。

○委員長(藤田進君) 多数と認めま

体があるのですか。民間団体ですか。ですから、職員の——私のところは、必ずやるのは反対ですが、ともかく私は質的に伺ったわけですが、危なっかりいことですね、実際。これは他日論ずることにしましょ。

最後に伺いたい点は、あなたのところに諸謝金というのが三十八万四千円と、それから国防調査委託費というの

が九万五千円あります。これはどう

いうふうに使っておりますか。それを

伺って、質問を終ります。

○政府委員(廣岡謙二君) 昨年委託い

したしました。団体は、装備品の調達に関

してはいろいろ問題がございますの

で、これらを十分に研究いたしました

ために、日本兵器工業会に委託いたしま

したものが一つございます。それか

ら、諸般の軍事上、防衛上必要とする

ような資料を検討してもらいました

ために、東南亞総合通信社、それから大陸

問題研究所等、それから新しいFXの

機種を選定いたしましたに十分な研究

をいたして、調査をいたしました。

○矢嶋三義君 これで私の質問を終り

ます。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もな

ければ、これにて質疑を終局すること

に御異議ございませんか?

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認

めます。

○委員長(藤田進君) 次に、文部省設

置法の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

これより本案の質疑に入ります。御

質疑のおありの方は、順次、御発言を

願います。

○伊藤顕道君 文部大臣に二、三お尋

ねをいたします。時間の関係もあります

ので、ごく簡明にお伺いいたします

から、大臣もまた簡明にお答えいた

たいと思います。

○伊藤顕道君 この法案が通ります

と、新たに体育局ができるわけです

が、そこで学校保健と学校給食、これ

を所掌事務とするわけですね。そ

で、学校保健と学校給食について、そ

して電波の割当をいたしました、そ

れまでには行っておりません。実はこの

間も閣議に上程してきました。

ところまで行つておつたのであります

けれども、そう一日、二日を急ぐ必要

はないじゃないかというので、大体今

までになつておりますけれども、パレ

ス・ハイツにきておるわけであります

す。

○伊藤顕道君 体育局とスポーツ振興

法律の一部を改正する法律案は、多

くも民間放送の局、それぞれ予備免許

をもつて、原案通り可決すべきもの

と決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭

報告の内容、その他自後の手続等につ

いては、委員長に御一任願いたい

といたしましては、このテレビの教育放送とい

うと存じますが、御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないもの

と認め、さよう決定いたしました。

報告書に付する多数意見者の署名を

お願いいたします。

○伊藤顕道君 体育デーの構想につい

てお伺いしたいと思います。

○伊藤顕道君 国立劇場の問題

については、敷地の問題がなかなか

きまらないのであります。それで、大

き体きまましたのは、赤坂の御所の

体一番適当な所だらうといでの、大

きな問題であります。それで、大

れぞれのあり方について今後どのように考へていこうとするか、大体の構想について伺いたい。

○政府委員(齋藤正君) 学校保健につきましては、先般成立いたしました学校保健法に基きまして、学校保健の全般について整備して参りたいと思いま

す。特に就学前の健康診断ということを重視いたしまして、これによりまして就学時から健全な身体で就学できるようになりますとともに、学童の家庭が貧困であつて、そして治療ができるということのないよう、要保護児童並びに準保護児童の治療費の補助というものを推進して参りたいと思つております。

第二の、学校給食につきましては、すでに五〇% 小学校につきましては、すでに五〇% をこしておるような普及状況でござりますが、中学校はおそらく差足いたしましたので、またその他の事情もございまして、一〇%に満たないような状況でござります。これにつきましては、ますます学校の設置者と協力いたしまして、普及充実をはかるとともに、なお、学校給食につきましては、給食費を払えないような準保護児童に対し、お伺いいたします。

○政府委員(福田繁君) 松方コレクションの受け入れに遺憾なきを期したい、かように思つております。

○伊藤顕道君 次に、松方コレクションの受け入れの条件等について概要をお伺いいたします。

○政府委員(齋藤正君) 保健体育審議会の中にも、今お話しもありましたよ

うな事柄について、いろいろ相談をしておるわけでございます。そこで新しく西洋美術館を建設するためには、三十二年度、三十三年度に必要な予算を計上をお願いいたしまして、現在設計等につきましては、御承知のように、フランス人のコルビュジエ氏にお願いして、その実施設計をこの三月に着工いたしまして、上野のものとの凌雲院の跡に現在工事を進めております。

○伊藤顕道君 國際文化交流の面で、東南アジアとかその他の地域の留学生招致の構想について、要点をお伺いしたい。

○政府委員(齋藤正君) 海外の留学生、特に東南アジアの留学生の招致につきましては、年々力を入れておりますが、本年はその招致の計画を七十名に拡大いたしまして、そのほか留学生の受け入れ態勢を整備いたしましたため、日本国際教育協会というものが設立されまして、それに對して運営の補助をいたすことともに、留学生会館の建設、あるいは会館に入り切れない学生のために下宿のお世話、そういうようなことを通じまして、東南アジアの留学生の受け入れに遺憾なきを期したいと考えております。

○伊藤顕道君 次に、学校給食の分科審議会がありますが、その運営はどうなっているか、大要。

○政府委員(齋藤正君) 保健体育審議会の中に、今お話しもありましたよ

うな事柄について、いろいろ相談をしておるわけでございます。

○伊藤顕道君 この法律案は、昭和三

なわけでございます。従いまして、文部省といしましては、この受け入れのためには、新しく西洋美術館を建設する

こと

でござります。

○伊藤顕道君 これは体育局に関連する内容だと思いますが、要保護家庭の子供の保健の面について、どういうよ

うに措置されておりますか。

○政府委員(齋藤正君) 先ほど申しま

したように、準要保護児童あるいは要

保護児童の就学を容易にするために、

学校給食並びに児童の治療費の補助を

いたしております。そのほか、体育局

に直接関係ございませんけれども、教

科書につきましても、準要保護児童に

対する補助を行なっております。

○伊藤顕道君 最後に一点だけお伺い

しますが、学校給食の補助金、これに

ついてはいろいろ問題があるわけです

けれども、この大要を一つお伺いした

いと思います。新年度の分でけつこう

です。

○政府委員(齋藤正君) 学校給食の補助につきましては、準要保護児童に対する補助につきましては、これは教科書等と違いまして、一人当たりの年間の経費といふものが割合に高くなるのでござります。それで、従来対象の児童が少くて、予算の範囲内に補助いたしましたために、十分にお世話をすることができなかつたのでございますが、本年もその範囲を増加いたしましたけれども、なお今後十分ではございませんの

で、私たちの目標としては、全児童数の四%くらいのところまでの予算を確

保しなければならない。それを当面の努力目標として、次年度以降も努力し

て参りたい、かように考えておりま

す。

○矢嶋三義君 体育局が新設されまし

給食の職員の整備の問題、そういうよ

うな事柄について、いろいろ相談をし

ておるわけでございます。

○伊藤顕道君 これは体育局に関連す

る内容だと思いますが、要保護家庭の子供の保健の面について、どういうよ

うに措置されておりますか。

○政府委員(齋藤正君) 先ほど申しま

したように、準要保護児童あるいは要

保護児童の就学を容易にするために、

学校給食並びに児童の治療費の補助を

いたしております。そのほか、体育局

に直接関係ございませんけれども、教

科書につきましても、準要保護児童に

対する補助を行なっております。

○伊藤顕道君 最後に一点だけお伺い

しますが、学校給食の補助金、これに

ついてはいろいろ問題があるわけです

けれども、この大要を一つお伺いした

いと思います。新年度の分でけつこう

です。

○政府委員(齋藤正君) 学校給食の補助につきましては、準要保護児童に対する補助につきましては、これは教科書等と違いまして、一人当たりの年間の経費といふものが割合に高くなるのでござります。それで、従来対象の児童が少くて、予算の範囲内に補助いたしましたために、十分にお世話をすることができなかつたのでございますが、本年もその範囲を増加いたしましたけれども、なお今後十分ではございませんの

で、私たちの目標としては、全児童数の四%くらいのところまでの予算を確

保しなければならない。それを当面の努力目標として、次年度以降も努力し

て参りたい、かように考えておりま

す。

○矢嶋三義君 体育局が新設されまし

給食の職員の整備の問題、そういうよ

うな事柄について、いろいろ相談をし

ておるわけでございます。

○伊藤顕道君 これは体育局に関連す

る内容だと思いますが、要保護家庭の子供の保健の面について、どういうよ

うに措置されておりますか。

○政府委員(齋藤正君) 先ほど申しま

したように、準要保護児童あるいは要

保護児童の就学を容易にするために、

学校給食並びに児童の治療費の補助を

いたしております。そのほか、体育局

に直接関係ございませんけれども、教

科書につきましても、準要保護児童に

対する補助を行なっております。

○伊藤顕道君 最後に一点だけお伺い

しますが、学校給食の補助金、これに

ついてはいろいろ問題があるわけです

けれども、この大要を一つお伺いした

いと思います。新年度の分でけつこう

です。

○政府委員(齋藤正君) 学校給食の補助につきましては、準要保護児童に対する補助につきましては、これは教科書等と違いまして、一人当たりの年間の経費といふものが割合に高くなるのでござります。それで、従来対象の児童が少くて、予算の範囲内に補助いたしましたために、十分にお世話をすることができなかつたのでございますが、本年もその範囲を増加いたしましたけれども、なお今後十分ではございませんの

で、私たちの目標としては、全児童数の四%くらいのところまでの予算を確

保しなければならない。それを当面の努力目標として、次年度以降も努力し

て参りたい、かように考えておりま

す。

○矢嶋三義君 体育局が新設されまし

給食の職員の整備の問題、そういうよ

うな事柄について、いろいろ相談をし

ておるわけでございます。

○伊藤顕道君 これは体育局に関連す

る内容だと思いますが、要保護家庭の子供の保健の面について、どういうよ

うに措置されておりますか。

○政府委員(齋藤正君) 先ほど申しま

したように、準要保護児童あるいは要

保護児童の就学を容易にするために、

学校給食並びに児童の治療費の補助を

いたしております。そのほか、体育局

に直接関係ございませんけれども、教

科書につきましても、準要保護児童に

対する補助を行なっております。

○伊藤顕道君 最後に一点だけお伺い

しますが、学校給食の補助金、これに

ついてはいろいろ問題があるわけです

けれども、この大要を一つお伺いした

いと思います。新年度の分でけつこう

です。

○政府委員(齋藤正君) 学校給食の補助につきましては、準要保護児童に対する補助につきましては、これは教科書等と違いまして、一人当たりの年間の経費といふものが割合に高くなるのでござります。それで、従来対象の児童が少くて、予算の範囲内に補助いたしましたために、十分にお世話をすることができなかつたのでございますが、本年もその範囲を増加いたしましたけれども、なお今後十分ではございませんの

で、私たちの目標としては、全児童数の四%くらいのところまでの予算を確

保しなければならない。それを当面の努力目標として、次年度以降も努力し

て参りたい、かのように考えておりま

す。

○矢嶋三義君 体育局が新設されまし

給食の職員の整備の問題、そういうよ

うな事柄について、いろいろ相談をし

ておるわけでございます。

○伊藤顕道君 これは体育局に関連す

る内容だと思いますが、要保護家庭の子供の保健の面について、どういうよ

うに措置されておりますか。

○政府委員(齋藤正君) 先ほど申しま

したように、準要保護児童あるいは要

保護児童の就学を容易にするために、

学校給食並びに児童の治療費の補助を

いたしております。そのほか、体育局

に直接関係ございませんけれども、教

科書につきましても、準要保護児童に

対する補助を行なっております。

○伊藤顕道君 最後に一点だけお伺い

しますが、学校給食の補助金、これに

ついてはいろいろ問題があるわけです

けれども、この大要を一つお伺いした

いと思います。新年度の分でけつこう

です。

○政府委員(齋藤正君) 学校給食の補助につきましては、準要保護児童に対する補助につきましては、これは教科書等と違いまして、一人当たりの年間の経費といふものが割合に高くなるのでござります。それで、従来対象の児童が少くて、予算の範囲内に補助いたしましたために、十分にお世話をすることができなかつたのでございますが、本年もその範囲を増加いたしましたけれども、なお今後十分ではございませんの

で、私たちの目標としては、全児童数の四%くらいのところまでの予算を確

保しなければならない。それを当面の努力目標として、次年度以降も努力し

て参りたい、かのように考えておりま

す。

○矢嶋三義君 体育局が新設されまし

給食の職員の整備の問題、そういうよ

うな事柄について、いろいろ相談をし

ておるわけでございます。

○伊藤顕道君 これは体育局に関連す

る内容だと思いますが、要保護家庭の子供の保健の面について、どういうよ

うに措置されておりますか。

○政府委員(齋藤正君) 先ほど申しま

したように、準要保護児童あるいは要

保護児童の就学を容易にするために、

学校給食並びに児童の治療費の補助を

いたしております。そのほか、体育局

に直接関係ございませんけれども、教

科書につきましても、準要保護児童に

対する補助を行なっております。

○伊藤顕道君 最後に一点だけお伺い

しますが、学校給食の補助金、これに

ついてはいろいろ問題があるわけです

けれども、この大要を一つお伺いした

いと思います。新年度の分でけつこう

です。

○政府委員(齋藤正君) 学校給食の補助につきましては、準要保護児童に対する補助につきましては、これは教科書等と違いまして、一人当たりの年間の経費といふものが割合に高くなるのでござります。それで、従来対象の児童が少くて、予算の範囲内に補助いたしましたために、十分にお世話をすることができなかつたのでございますが、本年もその範囲を増加いたしましたけれども、なお今後十分ではございませんの

で、私たちの目標としては、全児童数の四%くらいのところまでの予算を確

保しなければならない。それを当面の努力目標として、次年度以降も努力し

て参りたい、かのように考えておりま

す。

○矢嶋三義君 体育局が新設されまし

給食の職員の整備の問題、そういうよ

うな事柄について、いろいろ相談をし

ておるわけでございます。

○伊藤顕道君 これは体育局に関連す

る内容だと思いますが、要保護家庭の子供の保健の面について、どういうよ

うに措置されておりますか。

○政府委員(齋藤正君) 先ほど申しま

したように、準要保護児童あるいは要

保護児童の就学を容易にするために、

学校給食並びに児童の治療費の補助を

いたしております。そのほか、体育局

に直接関係ございませんけれども、教

科書につきましても、準要保護児童に

対する補助を行なっております。

○伊藤顕道君 最後に一点だけお伺い

しますが、学校給食の補助金、これに

ついてはいろいろ問題があるわけです

けれども、この大要を一つお伺いした

いと思います。新年度の分でけつこう

です。

○政府委員(齋藤正君) 学校給食の補助につきましては、準要保護児童に対する補助につきましては、これは教科書等と違いまして、一人当たりの年間の経費といふものが割合に高くなるのでござります。それで、従来対象の児童が少くて、予算の範囲内に補助いたしましたために、十分にお世話をすることができなかつたのでございますが、本年もその範囲を増加いたしましたけれども、なお今後十分ではございませんの

で、私たちの目標としては、全児童数の四%くらいのところまでの予算を確

保しなければならない。それを当面の努力目標として、次年度以降も努力し

て参りたい、かのように考えておりま

す。

○矢嶋三義君 体育局が新設されまし

給食の職員の整備の問題、そういうよ

うな事柄について、いろいろ相談をし

ておるわけでございます。

○伊藤顕道君 これは体育局に関連す

る内容だと思いますが、要保護家庭の子供の保健の面について、どういうよ

うに措置されておりますか。

○政府委員(齋藤正君) 先ほど申しま

したように、準要保護児童あるいは要

保護児童の就学を容易にするために、

学校給食並びに児童の治療費の補助を

いたしております。そのほか、体育局

に直接関係ございませんけれども、教

科書につきましても、準要保護児童に

対する補助を行な

体育行政を積極的に推進していただかなければならぬと思いますが、当面はアジア競技大会の成功を目指して努力しなければならぬと同時に、もうオリンピック大会会場といふものは、すでに本日から準備に入らなくちゃならぬ思ふのです。従つて、私はここで文部大臣に明確にしておいていただきたいのですが、そのことは、オリンピック大会主催の責任者、主催者といふものが、日本国内では本日なお明確になつていません。あるいは東京都が主催者になるとか、あるいはIOCが主催者になるとか、いろいろな説があつて明確になつっていない。これがオリンピックを招致するのに当つて将来障害をもたらすであろうということを言われておりますが、オリンピック大会の主催者はどこだと文部省は統一解釈を持つておられるのか、明確にしておきたいと思います。

いざこざが必ず起つてくるのです。この点は明確にして……。佐々木さんが、あるいは局長になられるかわかりませんが、それはわからぬけれども、しっかりとやつてもらわなくちゃならぬと思う。

次に、これに関連して承わります
が、本国会で、松永文部大臣は、他の委員会において、近くオリンピック大會を招致するのであるが、オリンピック標識の盜用、乱用がすでに始まっている。これは国際的耻辱であるから、従つて、そういう盜用、乱用が行われないよう、事前に法的措置を講ずるつもりだということを、本国会中に他の委員会で答弁されておりますが、ところが、本日まで何らの措置がとられていないのですが、いかようにされるおつもりか、お答えを願います。

○政府委員(福田義君) ただいまのオリンピック・マークの使用制限の立法措置の問題でござりますが、これはいろいろ私どものところにおきまして研究いたしまして、関係省と若干のまだ話し合いの余地を残しておりますけれども、大体の成案は私どもの手元におきまして得ております。しかしながら、こういったその後の状況から見まして、私どもいたしましては、この法案の提案ということを慎重に検討しておるわけでございます。一応関係省とはいろいろ問題がありますけれども、若干の問題を残して、ほぼ話し合はついているというような段階でございます。

○矢嶋三義君 ともかく、日本人といふのは、実績において、前の十五回ですか、あの大会を招致すると大体内定したというときに、もう事前にずいぶん

んあつたのですから、それから通産省関係でも、意匠の登録盗用なんかといふのは国際的に非難を受けるほど多いわけなんですから、これはいざオリエンピックが大体確定性が出てくると、それは特許局が困るほど起りますよ。この点は十分注意していただくよう、警告を発しておきます。

次に、もう二、三点伺うのであります
が、こういう体育局のできる機会に、文部大臣、子供センターというようなものをお作りになつたらどうかと私は思うのです。厚生省におかれましては、母子健康センターというものを逐一都道府県を指導して、若干の補助をして作りつりますが、今の日本の子供は健康な環境に恵まれていな
い。そうして地方公共団体にしても、貧困なるがゆえに、施設を整備できな
いわけなんです。だから数多く作れな
いから、子供センターというようなものを作らえて、そこではフィルム・ライブラリーもあり、さらに遊戯もできれば知名氏の話も聞けるし、さらにはリクリエーションもできるというよう
な施設設備をして、しかも横の連絡を
とるようにしたならば、私はよろしい
のではないか。ともかくも青少年の不
良化ということが盛んに言われており
ますけれども、子供をしかるだけでは
なくて、ほめてやつて、彼らが安心して
楽しく遊べる場所を提供するというこ
とが大事だと思う。これは私は、体育
局ができるば、文部省の体育局なり、
あるいは社会教育局で、真剣に取り組
むべき問題だと思うのであります。こ
ういう体育局を新設する機会に、そ
う局ができるば、文部省の体育局なり、
いう点を具体的な研究課題に上せて推
進されるべきではないかと、こう考え

○國務大臣(松永東君) 御指摘になりました点は、実は二、三ヶ月前から研究をさせてあります。ことに、静岡で今仰せのようなセンターが、子供のセンターが行われて、非常にこれは児童にほがらかに生活をさせているというようなことも聞いておりますので、都合地にはどうしてもそうした児童のためのセンターが必要であろうと存じまして、今研究をやらしております。従つて、この案が御決定になることになりますれば、やはりこの局内にそういういろいろな課といふか係といふを設けて、研究さしてみたいというふうに考えております。

○矢嶋三義君 研究段階に入つたならば、けつこうです。ぜひとも一つ、誤りなきよう推進していくだくことを要望しておきます。

それから、体育局ができる機会に承わりたいのであります、学校スポーツのプロ化に対してもどういう対策と指導方針を持っておりますか、これは社会教育局長に伺いましょう。

○政府委員(福田繁君) これは矢嶋先生御承知の問題でもございますが、なかなかこの学校教育と選手の問題は、非常にむずかしい問題がございます。しかしながら、こういった問題は一がいに、文部省がこうしる、ああしるといふような指示はできませんけれども、できるだけそいつた学校の体育部を通じまして、プロ化というか、非常に非常識なやり方にについては、できだけ相談をするような方法をとつていくというようなことによりまして、一ぺんにはできないと思いますけれど

も、徐々にそういったスポーツのいい意味におきますところの健全化というような方向を持っていきたいと考えております。幸いに、最近におきましては、いろいろな社会問題とまではいかなくとも、いろいろな意味におきまして注目的になつております学生の選手の問題もありますので、そういった意味からも、各大学等におきましていろいろ自主的な方法もとられつつあるようなことも聞いておりますので、私どもとしては、できるだけそういう方向に各学校が行くように頑つてているわけであります。

からつぶされたわけです。ここに新たに体育局が生まれるやうとするわけなんですが、今の日本の体育界にあるさやかなものでありますけれども、しかし、これは芽を注意しなくちゃならぬと思う。封建的なものとやや統制的なもので、末端で特になりがちな傾向があるという点、私は懸念いたしておりますが、体育課長としてはそういう点は全然気ついておられないかどうか、この際承りておきたいと思います。

○説明員(佐々木吉藏君) 今御指摘のような、スポーツ界に先鋒の関係する面がかなり多くございまして、それらにつきましては、その先輩の多くはスポーツ団体の役員をしております。しかし、問題は自主的に団体の立場で解決されるようにしていくべきであると考えておるわけでございます。しかしながら、関係団体と常に鑑識的な機会を持つて、問題は自主的に団体の立場で解決されるようにしていくべきであると考えておるわけでございます。

○矢嶋三義君 次に、衆議院において体育行政といたしましては、現在非常に民主的にそういうふうにやっておりますので、その考え方を伸ばしていくけば、昔のような体育行政の陥ったようなところには行かない、また行かないようすべだと思っております。

○矢嶋三義君 次に、衆議院において西洋美術館は分館が本館と修正されて、本院へ送付されているわけですが、その修正によって、建設維持運営に必要な経費、先般国会で成立いたしましたあの予算には変動がないものと考えてよろしいかどうか。

○政府委員(福田繁君) 御質問の通り、成り立たしまして予算には変動はございません。

○矢嶋三義君 了承しました。

次に、文部大臣伺います。これは

をあけ渡すようになつてゐるらしいから、そう大しておくれぬのなら、あすこでよからうといふにきめているのです。ですから、もちろん、この次の閣議あたりできめてみたいといふに考えております。

○鳥嶋三義君 その点は、私はある意味ではあなたに私淑している面があるのですが、一つがんばって、しっかりとやつてもらいたい。

最後に、お聞きすることをお許し願いたい。それは、この国会で、あなたと院内で正式にお目にかかるのは最後と思いますから、あえてお聞きすることをお許し願いたいと思う。それは、例の勤務評定の問題について、御承知のような事態になつてゐる。こういう事態になつたことについては、文部大臣が全然無関係である、責任がないといふものではないと私は思うのです。これは予算も伴わないものだ。これを一ヵ月か二ヵ月早くやらなければ、日本の文教というものがつぶれるというようなものではない。伝え聞くところによれば、自殺未遂者が出了。全国的に相当の問題を起してゐる。これほどどの問題を、なぜ、あれほど強引に一ヵ月、二ヵ月を争つてやらなければならぬのか。私は文部大臣の人柄をよく知つてゐる。さすがに、あなたは第一院の議長になつただけ、それは私は敬服している点がある。あなたの本心は決してそういうものじゃないと思う。どこからそういう力が出てくるのか、やっておる。そして文部省の役人は、文部省設置法を審議しているのです。

が、全然これに触れないで、私は質問を打ち切るわけにはいかないので、あえてお許しをいただいて……。文部大臣はどういう心境にあるのか。私は、おそらく相当あなたは悩んでおられるだろう。そして、この事態を、最高責任者としていかに收拾しようと考えになつておられるのか、私はそれを最後にお伺いして、質問を終りたい。

○**国務大臣(松永東君)** この問題については、実はきのうもほとんど徹夜みたいにしてやつた。ところが、事態がかくのごとくなつて参りますといふと、なかなかそういうできません。円満な解決がでません。だが、しかし、最悪の事態に持ち込まないようとにかく努力をしたのですが、御承知のように、とうとうここまで来てしました。しかし、まだこれから、さらに各県あるいは都道府県の方にもいろいろの問題も起るであろうと思いますので、できるだけ一つ善処したいというふうに考えております。

○**森中守義君** ごく簡単に、先刻の伊藤委員の質問と関連して伺つておきます。実は、私も一度、文部当局にテレビの問題をお尋ねしたいと思つておつた。そういうことで、特に長くなつておりますが、四、五分お許しをいただきます。

先刻の伊藤委員に対するお答えの中で、文部省が教育放送のテレビ・チャンネルを別に申請をして、文部省が放送施設をお作りになるというよう受け取つたのですが、さつきの。そういうことに間違ひがないのかどうか。

○**政府委員(福田義君)** ただいまの御質問でございますが、私は、さように申し上げたのではないでございまし

電波を出してしまして、放送をやる上につきまして、教育放送というものを実施します際に、文部省としては、その内容について、その番組の向上あるいは教育的な見地から、その内容について非常に関心を持っておるということを申し上げたつもりでございます。従つて、今後、教育放送が実施されますにつきましては、私どもとしまして、今後、その放送の実施された暁におきましては、これを調査したり、あるいはまた、実施をされる事前におきまして、いろいろ、たとえば学校向け放送でありますと、小学校、中学校、高等学校等の教科課程にマッチした放送がなされるというようなことを希望いたします。そういう面で、いろいろ内容的に準備をしておる、こういうようなことを申し上げたつもりでござります。文部省が決して局を設置するということではございません。

か。そうしてまた、映像機の交付といいますか、あるいは設備といいうものは、完全なる文部省予算から出でるのか、あるいはPTA、さらには地方団体等の負担を求めるようとされておるのか、この点を明らかにしてもらいたい。

すが、この問題は、かなり私は、今日のテレビが言論、放送界の革命をもたらしたように、教育界においても一大革命であろうと思う。そういう意味から、この今局長の答弁のように補助金を貰わぬでいく、こういう考え方でなしに、やはり最大限の努力は完全に国庫負担で、しかも一学級一台、こういう理想的な方針でお進みになる決意を願わくは文部大臣からこの際明らかにしておいていただきたいと思います。

○政府委員(福田義君) わよつと訂正いたしましたが、先ほど私が補助金と申し上げましたが、義務教育国庫負担金の教材費の中にそういうものが含まれておりますので、これはテレビの受像機その他の学校の教材を買う場合の負担金でございます。従って、補助金でございませんので、訂正いたしました。

○森中守義君 わかりました。

それから、これは蛇足みたいになりますが、できるだけ低廉な受像機、こういうお話をありましたね。御承知のように、最近のテレビは非常に多いのです。しかも、あまり低廉に過ぎない、例のグラウン管がくずれてしまつて、なかなか辺境な土地においてはこれの修理ができません。だから、一年に一台ずつ新しく更新していくということは、これまた文部省予算としても大へんなことでしょうし、できるだけ長く、しかもそう簡単にくずれないような、少々思い切つてかなり高度のものを設置されるよう、この点は特に要望を申し上げたいと思います。

それから、最後にもう一つ。先刻のお話ですと、全国の公民館など公共施設にも文部省はお考えのように、局長はお答えになりました。その通りに解

中學 N Q 綱要之摘要，由中大之王君烈著。Q 為

承してよろしくございますか。
○政府委員（福田繁君） もちろん、学校と同様に、公民館におきます各種活動にそぞろいったものを利用する場面が非常に多いのでござりますので、従つて、この際、予算は十分ではありますけれども、公民館の設備の補助金の中から、若干そういうテレビの受像機を買つた場合に補助をいたしております。従つて、今後、補助金は少うございませんが、なるべく安いそういう受像機を普及していきたい、こういうふうに努力いたしております。
○森中守義君 今、民間放送あるいはNHK、こういうものを中心にして放送審議会というのが発足しつつあります。しかも、郵政省が計画をしていく構成要素に入つていなかつたようになりますが、要するに、この教育関係の問題されております。この中には文部省が構成要素を入れるというようなお話をされていますが、要するに、この教育関係の問題を解決をしておられます。この中には文部大臣に、体育団体と連絡いたしまして、そういう面について、一点だけお伺いしたいと思います。前々国会で相談をして善処したいと考えております。

で社会教育法が改正を見まして、運動競技団体に対する国の補助の道が開かれたわけでござります。その結果といたしまして、昨年の予算では、日本体育協会に對しまして一千円、あるいは庭球協会に對しまして、デビス・カップではないかと思ひますが、百五十万円、また本年度予算におきましては、アジア大会に対する補助金が六十六万円、また体育協会の運営費あるいはIOC総会に対する補助金一千円を組まれて いるわけであります。この憲法第八十九条の解釈では、これはいわゆる教育活動をする団体として運動競技は除外するという解釈をして立つて、こういう改正が行われたことはこの改正によって全国的に、あるいは国際的な行事を行う団体に対しして國が

（五）動体の運動方程式

は、さらに御検討になつて、小さな團本二三日（ミサハ）から、那須野

思いますが、御異議ございませんか。

○委員長(藤田進君) 御異議ないものと認め、さよう取り計らうことにいたします。

二月二十一日

二月二十一日

方の都道府県等の地方公共団体がその意思によって補助を出しえると、うは

と認め、さよう決定いたしました。
それから、報告書に付する多数意見
者の御署名を願います。

○委員長(藤田進君) 次に、今期国会において本日までに付託されました請願百八十八件について審査を行いま

一、農林省設置法の一部を改正する
法律案(予備審査のための付託は
月七日)

臣の御見解と、またこれに対する御方針とを、伺つておきたいのでござります。

松岡 大谷藤之助
平市 西田 信一
島村 後藤 義隆
軍次 上原 正吉
大谷 賢雄
増原 恵吉
銅木 亨弘
秀逸 松村

速記をとめし。
〔速記中止〕

○委員長(澤田進君) ほかに御発言ある
なければ、これにて質疑を終局する
ことに御異議ございませんか。

要求の件についてお詫びいたします。
前国会に引き続き、本委員会にお
て鋭意調査を続けて参りました国家行

かございました。取り扱ひで御異議ございませんか。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に参考書をもたらす。これが、この問題の
一部を設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて、文部省設置法の一部を改正する法律案は、多数をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、その他自後の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと

昭和三十三年五月一日印刷

昭和三十五年五月六日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局